

(資料編Ⅱ-2-6-1) 救護装備等の整備状況

(1)	無線装備	基地局及び携帯基地局	50W	2基
			25W	3基
			10W	2基
	移動局及び携帯局	25W	19基	
		10W	28基	
		5W	16基	
		1W	3基	
(2)	救急車		6台	
(3)	災害救援車		28台	
(4)	発電機		16台	
(5)	投光器		14台	
(6)	イージーアップテント		16張	
(7)	エアテント		4張	
(8)	医療セット		4セット	
(9)	折畳寝台		140個	
(10)	担架		29本	
(11)	毛布		625枚	

2 保健所管内別（令和7年4月1日現在）

埼玉県南部保健所	所在地	〒333-0842 川口市前川1-11-1	電話番号	048-262-6111
			FAX番号	048-261-0711

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数						開設者 (代表者)	管理者	開設 年月日	救急病院 認定期限	
									一般	療養	精神	結核	感染症	計					救急病床 うち()は 専用
病1	療	○	医療法人社団敬寿会 わらび北町病院	335-0001	蕨市北町1-24-5	048-431-6917	048-431-6935	内、呼内、ペイン内、神内		60				60		医療法人社団敬寿会 (筒井 雅人)	梅田 栄一郎	H14.10.1	-
病2	療	○	医療法人今井病院	335-0002	蕨市塚越7-34-2	048-441-0750	048-433-0611	内、消、循、小、外、整、放、 リハ、人工透析内科		46				46		医療法人 今井病院 (今井 潔)	今井 潔	S41.10.1	-
病3	救	○	蕨市立病院	335-0001	蕨市北町2-12-18	048-432-2277	048-431-6002	内、小、外、整、産婦、眼、 耳	130				130	10	(4) 蕨市 (頼高 英雄)	鷺見 禎仁	S27.10.8	R7.12.16	
病4	救	○	医療法人慈公会 公平病院	335-0035	戸田市笹目南町20-16	048-421-3030	048-422-2620	内、外、整、神内、循内、乳 腺外科、糖尿病内科、腫 瘍内科、緩和ケア内科、 リハ、心血、形、消化器 内科	44				44	6	(2) 医療法人 慈公会 (公平 誠)	公平 誠	H5.1.1	R7.12.17	
病5		○	医療法人高仁会 戸田病院	335-0026	戸田市新曽南3-4-25	048-442-3824	048-447-0751	精、神、内、皮、歯					550		医療法人 高仁会 (高橋 太郎)	高橋 太郎	S32.6.22	-	
病6	救	○	医療法人社団東光会 戸田中央産院	335-0022	戸田市上戸田2-26-3	048-444-1181	048-444-6993	産婦、小	62				62	5	(3) 医療法人社団 東光会 (中村 毅)	佐野 養	H20.7.8	R8.9.8	
病7	支 救 臨	○	医療法人社団東光会 戸田中央総合病院	335-0023	戸田市本町1-19-3	048-442-1111	048-443-0104	内、循内、消内、脳神経内 科、呼内、外、脳、整、心 外、呼外、形、小、眼、耳、 皮、泌、麻、放、精、アレ、 リウ、救急科、移植外科、乳 腺外科、消化器外科、腎 臓内科、病理診断科、リ ハ、緩和ケア内科、婦	517				517	15	(5) 医療法人社団 東光会 (中村 毅)	佐藤 信也	S40.1.1	R7.12.16	
病8	療	○	医療法人社団東光会 戸田中央 リハビリテーション病院	335-0026	戸田市新曽南4-1-29	048-431-1111	048-442-3500	リハ、内		200				200		医療法人社団 東光会 (中村 毅)	西野 誠一	R1.11.1	-
病9	救 療	○	医療法人財団啓明会 中島病院	335-0011	戸田市下戸田2-7-10	048-441-1211	048-444-2146	内、神内、呼、外、整、麻、 消、形、肛、呼外、循、小、 皮、リハ	66	45			111	4	(2) 医療法人財団 啓明会 (中島 直人)	中島 昌人	S42.1.1	R7.12.16	
診1	救	○	戸田市立市民医療セン ター	335-0031	戸田市美女木4-20-1	048-421-4114	048-421-4218	内、消内、小、神内、整、 耳、呼内、循内	19				19	1	(1) 戸田市 (菅原 文仁)	飯島 昌一	S46.10.4	R9.2.27	

川口市保健所	所在地	〒333-0842 川口市前川1-11-1	電話番号	048-266-5557
			FAX番号	048-423-8852

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病 床 数						開設者 (代表者)	管理者	開設 年月日	救急病院 認定期限		
									一般	療養	精神	結核	感染症	計					救急病床 うち()は 専用	
病1	支 救 臨	○	川口市立医療センター	333-0833	川口市西新井宿180	048-287-2525	048-280-1566	内、消内、血液内科、脳神経内科、呼内、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、循、小、精、外、消化器外科、乳腺外科、呼外、小外、心血、脳、整、形、産婦、眼、耳、皮、泌、放、麻、齒外、リハ、病理診断科、緩和ケア内科	510					510	25	(16)	川口市 (奥ノ木 信夫)	國本 聡	H6.5.1	R9.9.4
病2	支 救 臨	○	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会 川口総合病院	332-8558	川口市西川口5-11-5	048-253-1551	048-256-5703	内、外、小、泌、眼、耳、整、脳、皮、放、消内、麻、循内、神内、呼内、産婦、精、呼外、血管外科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、病理診断科、臨床検査科、リハ、腫瘍内科、心外	424					424	16	(3)	社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 埼玉県済生会 (原澤 茂)	佐藤 雅彦	S36.6.1	R7.12.16
病3	救	○	社会医療法人新青会 川口工業総合病院	332-0031	川口市青木1-18-15	048-252-4873	048-252-4865	内、循内、神内、消内、消化器外科、外、血外、乳腺外科、整、リウ、耳、眼、皮、泌、麻、リハ、放、救急科	199					199	3	(3)	医療法人 新青会 (馬場 俊也)	馬場 俊也	H22.6.1	R7.9.2
病4		○	医療法人高仁会 川口病院	332-0021	川口市西川口6-17-34	048-252-4120	048-257-7660	内、精、神、心療、老年精神科						198			医療法人 高仁会 (高橋 太郎)	北 賢二	S29.6.30	-
病5	救 療	○	医療法人安東病院	333-0866	川口市芝3-7-12	048-266-2611	048-268-1021	内、消内、循内、外、乳腺外科、肛門外科、整、リハ、皮	74	30				104	3	(2)	医療法人 安東病院 (安東 克征)	安東 真理	S39.8.1	R7.12.16
病6	救	○	医療法人健仁会 益子病院	333-0847	川口市芝中田2-48-6	048-267-2211	048-267-8647	内、呼内、循内、消内、腎臓内科、内視鏡内科、外、呼外、心血、消化器外科、乳腺外科、肛門外科、整、脳、形、肝胆膵外科、内視鏡外科、アレ、リウマチ膠原病科、小、皮、泌、リハ、放、救急科	115					115	2	(1)	医療法人 健仁会 (益子 健康)	益子 峻典	S41.8.1	R7.12.16

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数						開設者(代表者)	管理者	開設年月日	救急病院認定期限		
									一般	療養	精神	結核	感染症	計					救急病床うち()は専用	
病7	救療	○	医療法人刀水会 齋藤記念病院	332-0034	川口市並木4-6-6	048-252-8762	048-252-8345	内、胃、循、呼、泌、外、整、 脳神経内科、腎臓内科、 心臓、血管外科		60				60	2	(2)	医療法人 刀水会 (齋藤 卓)	齋藤 卓	S48.2.22	R7.12.16
病8	救療	○	社会医療法人社団 大成会 武南病院	334-0063	川口市東本郷2026	048-284-2811	048-284-2522	内、外、整、脳、リハ、皮	99	105				204	2	(2)	社会医療法人社団 大成会 (山中 明彦)	山中 明彦	S57.7.13	R7.12.16
病9	救療	○	寿康会病院	332-0035	川口市西青木2-15-10	048-251-2050	048-257-6669	内、外、肛、胃、循、整	40	42				82	2	(2)	医療法人 寿康会 (長江 康)	長江 康	S59.5.28	R7.12.16
病10	療	○	医療法人誠朗会 上野病院	332-0035	川口市西青木1-9-30	048-251-4473	048-253-3010	内、脳神経内科		51				51			医療法人 誠朗会 (上野 一朗)	上野 周一	S61.4.28	-
病11	救	○	医療法人 千葉外科内科病院	332-0025	川口市原町4-41	048-252-3381	048-252-1503	胃、外、整、内、小外、肛、 麻、循内	32					32	2	(2)	医療法人 千葉外科内科病院 (千葉 洋平)	千葉 洋平	S63.11.1	R10.3.10
病12	救	○	医療法人社団協友会 東川口病院	333-0801	川口市東川口2-10-8	048-295-1000	048-295-5501	内、耳、外、整、皮、脳、循、 泌、消化器外科、リハ、 麻、消内、神内、呼外、呼 内、人工透析内科、放、 小	198					198	4	(2)	医療法人社団 協友会 (平岡 邦彦)	田辺 知宏	S59.6.1	R7.12.16
病13	救療	○	医療法人三誠会 川口誠和病院	334-0074	川口市江戸3-35-46	048-285-0661	048-283-7957	胃、外、整、脳、婦、内、肛、 循、リハ、泌、呼内、乳腺 外科、糖尿病内科、緩和 ケア内科	48	52				100	4	(4)	医療法人 三誠会 (服部 晃典)	服部 晃典	H19.8.1	R7.9.2
病14	救臨	○	埼玉協同病院	333-0831	川口市木曾呂1317	048-296-4771	048-296-7182	内、小、外、整、呼内、呼 外、消化器外科、消内、循 内、放、脳、皮、麻、精、産 婦、脳神経内科、眼、リ ハ、耳、泌、泌(人工透析)、 病理診断科、リウ、臨床 検査科、腎臓内科、糖尿 病内科、緩和ケア内科、 乳腺外科、血液内科、救 急科、緩和ケア外科	377					377	8	(8)	医療生協 さいたま生活協 同組合 (雪田 慎二)	増田 剛	S53.3.21	R7.9.2
病15	救療	○	医療法人厚和会 河合病院	332-0004	川口市領家3-6-7	048-222-0190	048-223-7052	内、循、外、整、脳、皮、泌、 麻、リハ、胃、肛、呼	52	56				108	13	(10)	医療法人 厚和会 (河合 優子)	河合 優子	S63.12.1	R10.3.10
病16	救	○	医療法人社団桐和会 タムスさくら病院川口	333-0832	川口市神戸258-1	048-283-1200	048-229-7911	精、内、リハ	150		240			390	1	(2)	医療法人社団 桐和会 (岡本 和久)	志田 晴彦	H18.10.11	R9.9.4

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数							開設者 (代表者)	管理者	開設 年月日	救急病院 認定期限	
									一般	療養	精神	結核	感染症	計	救急病床 うち()は 専用					
病17	療	○	一般財団法人 鳩ヶ谷中央病院	334-0001	川口市桜町6-12-55	048-281-6131	048-281-5211	内、呼、消、循		79					79		一般財団法人 鳩ヶ谷中央病院 (稲垣 禎彦)	稲垣 禎彦	S27.2.21	-
病18	救療	○	医療法人あかつき会 はとがや病院	334-0003	川口市坂下町4-16-26	048-282-1890	048-284-5635	内、リハ、整、皮、消内、循内、形、肝臓内科、神内	40	60				100	2 (2)	医療法人 あかつき会 (東 真樹)	東 真樹	S41.4.1	R9.2.27	
病19	救療	○	医療法人社団厚生会 埼玉厚生病院	334-0013	川口市南鳩ヶ谷6-5-5	048-281-7611	048-281-7839	内、外、皮、脳、整、眼、消内、循内、リハ	55	53				108	2 (2)	医療法人社団 厚生会 (田平 芳寛)	田平 芳寛	S43.8.1	R10.3.10	
病20	救	○	かわぐち心臓呼吸器病院	333-0842	川口市前川1-1-51	048-264-5533	048-264-5501	内、外、循内、呼内、救急科、心血、リハ、麻	108					108	4 (4)	医療法人社団 康幸会 (竹田 晋浩)	竹田 晋浩	H27.10.9	R10.3.10	
病21			川口きゆうぽろリハビリテーション病院	333-0845	川口市上青木西1-20-6	048-299-3651	048-299-3334	リハ、整、内、循内、呼内、内分泌内科、消内、脳卒中内科、脳、歯、脳神経内科	172					172		医療法人 久幸会 (稲庭 千弥子)	船崎 俊一	R 5. 7.12	-	
病22		○	ふれあい生協病院	333-0831	川口市木曾呂1302-1	048-233-8811	048-233-8822	内、循内、呼内、消内、脳神経内科、小、外、呼外、消化器外科、整、泌、放、皮、眼、耳、糖尿病内科、リハ、婦、脳	54					54		医療生協 さいたま生活協 同組合 (雪田 慎二)	忍 哲也	R 5. 7.13	-	
診1	救	○	医療法人青木会 青木中央クリニック	333-0861	川口市柳崎3-7-24	048-260-1211	048-260-1212	内、消内、整、リハ、歯、脳、泌、皮	19					19	2 (1)	医療法人 青木会 (青木 悟)	青木 悟	H25.1.11	R7.9.2	

埼玉県朝霞保健所	所在地	〒351-0016 朝霞市青葉台1-10-5	電話番号	048-461-0468
			FAX番号	048-461-0133

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数						開設者(代表者)	管理者	開設年月日	救急病院認定期限		
									一般	療養	精神	結核	感染症	計					救急病床上()は専用	
病1	救	○	朝霞厚生病院	351-0033	朝霞市浜崎703	048-473-5005	048-475-0549	内、外、消、整、脳、皮、放	85					85	4	(2)	一般財団法人 関東厚生福祉会 (比嘉 照夫)	青木 裕太郎	S58.1.24	R7.12.16
病2	救臨	○	医療法人社団武蔵野会 TMGあさか医療センター	351-0023	朝霞市溝沼1340-1	048-466-2055	048-466-2059	内、消内、呼内、腎臓内科、 循内、小、小外、外、消化器外科、 呼外、整、皮、泌、耳、眼、脳、婦、麻、形、 リハ、放、精、神内、心療、救急科、 緩和ケア内科、齒外、肛外、 血液内科、糖尿病内科、 乳腺外科、小児泌尿器科、 病理診断科	454					454	73	(55)	医療法人社団 武蔵野会 (中村 毅)	飯田 惣授	H30.1.1	R8.9.8
病3		○	朝霞病院	351-0023	朝霞市溝沼1333-2	048-465-1181	048-465-1183	精、神						101			医療法人社団 ヘルメス (林 義智)	堀 峯一	H2.1.1	-
病4	救	○	医療法人山柳会 塩味病院	351-0023	朝霞市溝沼2-4-1	048-467-0016	048-467-0018	内、消内、神内、循内、 リハ、整、呼内、内分泌内科、 乳腺外科、糖尿病内科、 肝臓内科	77					77	5	(3)	医療法人 山柳会 (塩味 正雄)	稲生 実枝	H5.7.1	R8.9.8
病5	救臨	○	医療法人社団武蔵野会 新座志木中央総合病院	352-0001	新座市東北1-7-2	048-474-7211	048-472-7581	内、神内、消内、循内、 外、消化器外科、呼外、整、 脳、皮、形、小、泌、肛、眼、 耳、婦、麻、リハ、救急科、 リウ、放、腎臓内科	402					402	12	(12)	医療法人社団 武蔵野会 (中村 毅)	林 淳慈	S43.9.1	R7.12.16
病6	療	○	医療法人社団武蔵野会 新座病院	352-0023	新座市堀ノ内3-14-30	048-481-1611	048-481-2665	内、外、消内、小、整、皮、 形、リハ、脳、脳神経内科	32	96				128			医療法人社団 武蔵野会 (中村 毅)	四條 隆幸	S54.10.1	-
病7	救	○	医療法人向英会 高田整形外科病院	352-0011	新座市野火止6-5-20	048-478-5222	048-477-8680	整、形、リハ、内、呼	40					40	5	(2)	医療法人 向英会 (高田 研)	高田 研	S55.4.16	R7.12.16
病8	療	○	北野病院	352-0003	新座市北野2-14-8	048-481-1621	048-481-3235	内、胃		148				148			医療法人 昭仁会 (山下 重雄)	服部 明德	S63.1.1	-

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数							開設者 (代表者)	管理者	開設 年月日	救急病院 認定期限	
									一般	療養	精神	結核	感染症	計	救急病床上()は うち()は 専用					
病9		○	静風荘病院	352-0023	新座市堀ノ内1-9-28	048-477-7300	048-477-7010	内、リハ、消内、循内、呼内、糖尿病内科、血液内科、リウ、女性内科、皮	124					124			一般財団法人野中東皓会 (木野 博至)	原 彰男	S60.7.7	-
病10	救	○	堀ノ内病院	352-0023	新座市堀ノ内2-9-31	048-481-5168	048-481-4785	外、整、内、呼内、循内、糖尿病内分泌内科、腎臓内科、神内、乳腺外科、消化器外科、小、皮、泌、リハ、歯、耳、眼、形、精、歯外	199					199	16	(2)	社会医療法人社団堀ノ内病院 (小島 徹)	清水 利夫	S62.2.1	R8.3.19
病11	支 救 臨	○	独立行政法人 国立病院機構 埼玉病院	351-0102	和光市諏訪2-1	048-462-1101	048-464-1138	内、精、呼内、消内、循内、小、外、消化器外科、乳腺外科、整、形、脳神経内科、脳、呼外、小外、皮、泌、産婦、眼、耳、放、内視鏡内科、内視鏡外科、麻、リハ、病理診断科、緩和ケア内科、心血、総合診療科、救急科、歯外、腫瘍内科、血液・膠原病内科、腎臓内科、糖尿病内科	546				4	550	24	(24)	独立行政法人国立病院機構 (新木 一弘)	細田 泰雄	S20.12.1	R7.12.16
病12	療	○	医療法人寿鶴会 菅野病院	351-0114	和光市本町28-3	048-464-5111	048-461-2271	内、整、歯、泌、リハ、心療、精、放、神、老年精神科		120	215			335			医療法人 寿鶴会 (菅野 隆)	菅野 隆	S63.2.6	-
病13	救	○	坪田和光病院	351-0101	和光市白子2-12-15	048-465-5001	048-465-5002	整、外、皮、リハ、内、泌、肛、麻	51					51	4	(2)	医療法人社団坪田会 (仲 威和郎)	仲 威和郎	S62.6.1	R8.9.8
病14		○	医療法人社団翠会 和光病院	351-0111	和光市下新倉5-19-7	0570-06-3311	048-466-0811	精						285			医療法人社団翠会 (齊藤 雅)	関根 俊輔	H14.3.12	-
病15	療	○	医療法人泰一会 和光リハビリテーション 病院	351-0113	和光市中央2-6-75	048-464-6111	048-464-6112	リハ、内、放、整、脳		79				79			医療法人 泰一会 (木川 泰宏)	今村 健太郎	H30.3.6	-
病16	救	○	医療法人社団武蔵野会 TMG宗岡中央病院	353-0001	志木市上宗岡5-14-50	048-472-9211	048-476-2610	内、外、小、整、リハ、泌、脳	100					100	6	(2)	医療法人社団武蔵野会 (中村 毅)	佐藤 滋	H26.4.1	R10.3.10

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数							開設者(代表者)	管理者	開設年月日	救急病院認定期限
									一般	療養	精神	結核	感染症	計	救急病床上()は専用				
病17	療	○	医療法人社団 浅野病院	353-0004	志木市本町6-24-21	048-471-2400	048-474-8535	内、外、整、脳、皮、循内		98				98		医療法人社団 浅野病院 (浅野 寛治)	浅野 寛治	H11.5.1	-
病18	救	○	医療法人社団草芳会 三芳野第2病院	356-0003	ふじみ野市大原2-1-16	049-261-0502	049-261-0504	内、整、リハ	45					45	4	(2) 医療法人社団 草芳会 (草野 信一)	草野 都	H25.10.1	R8.3.19
病19	救療	○	医療法人誠壽会 上福岡総合病院	356-0011	ふじみ野市福岡931	049-266-0111	049-266-3469	内、呼内、循内、消内、糖尿病内科、神内、外、消化器外科、乳腺外科、整、脳、小、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放、歯、歯外、麻、ペインクリニック外科、人工透析内科、内視鏡内科、内視鏡外科、形、リウ、肛門外科、頭頸部外科	239	45				284	8	(4) 医療法人 誠壽会 (井上 達夫)	井上 達夫	S62.6.1	R8.9.8
病20	救療	○	富家病院	356-0051	ふじみ野市亀久保2197	049-264-8811	049-266-2287	内、リハ、泌、皮、神内、脳、胃、人工透析内科、循内、外	139	142				281	4	(2) 医療法人社団 富家会 (富家 隆樹)	富家 隆樹	S55.3.1	R8.9.8
病21	救	○	医療法人財団明理会 イムス富士見総合病院	354-0021	富士見市大字鶴馬1967-1	049-251-3060	049-254-1224	内、消内、循内、外、消化器外科、整、脳、皮、泌、耳、小、麻、人工透析内科、血管外科、内視鏡外科、放、腎臓内科、糖尿病内科、小外、リハ、神内、肛門外科、心血、病理診断科、脊椎・脊髄外科、呼内、産婦、小児泌尿・生殖器外科、呼外	341					341	10	(5) 医療法人財団 明理会 (中村 哲也)	鈴木 義隆	H21.3.1	R9.9.4
病22	救	○	みずほ台病院	354-0018	富士見市西みずほ台2-9-5	049-252-5121	049-255-2179	内、外、歯、脳、整、心療、精、循内、循外、消内、消化器外科、内視鏡内科、内視鏡外科、呼内、呼外、糖尿病内科、内分泌内科、大腸外科、肛門外科	60					60	4	(2) 医療法人 橘会 (井坂 勝利)	井坂 勝利	S55.11.4	R7.12.16
病23		○	医療法人恵愛会 恵愛病院	354-0017	富士見市針ヶ谷526-1	049-252-2121	049-252-2196	産、婦、小、麻	60					60		医療法人 恵愛会 (林 隆)	林 隆	H16.5.6	-

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数						開設者(代表者)	管理者	開設年月日	救急病院認定期限		
									一般	療養	精神	結核	感染症	計					救急病床上()は専用	
病24	救	○	医療法人さくらさくら記念病院	354-0013	富士見市水谷東1-28-1	049-253-3811	049-253-3815	内、腎臓内科、整、泌、人工透析内科、外、形、循、消、リハ	136					136	4	(2)	医療法人さくら(黒澤 範夫)	黒澤 明	H30.1.1	R8.9.8
病25	救	○	医療法人社団サンセリテ三浦病院	354-0004	富士見市下南畑3166	049-254-7111	049-254-2707	循内、内、消内、呼内、緩和ケア内科、乳腺甲状腺外科、血液内科	59					59	4	(2)	医療法人社団サンセリテ(菊岡 修一)	菊岡 修一	R1.10.1	R7.9.2
病26	救	○	医療法人社団明芳会イムス三芳総合病院	354-0041	入間郡三芳町藤久保974-3	049-258-2323	049-259-2169	内、脳、外、整、呼内、消内、消化器外科、循内、皮、眼、泌、神内、耳、小、麻、呼外、内分泌・代謝・糖尿病内科、リウ、形、リハ、腎臓内科、肝臓内科、血管外科、放、乳腺外科、化学療法外科、産婦、小外	273					273	26	(10)	医療法人社団明芳会(中村 哲也)	田和 良行	H25.3.1	R9.9.4
病27	療	○	医療法人財団明理会埼玉セントラル病院	354-0045	入間郡三芳町大字上富字東永久保2177-2	049-259-0161	049-259-1229	内、心療、精、リハ、皮、人工透析内科、整	48	215	200			463			医療法人財団明理会(中村 哲也)	三浦 正巳	S56.3.17	-
病28	救	○	医療法人社団草芳会三芳野病院	354-0044	入間郡三芳町大字北永井890-6	049-259-3333	049-259-3035	整、内、外、皮、眼、泌、精、耳、麻、呼内、循内、リハ	109					109	2	(2)	医療法人社団草芳会(草野 信一)	草野 淳	H9.6.1	R9.2.27
病29		○	医療法人社団明雄会三芳の森病院	354-0045	入間郡三芳町大字上富1686	049-274-7911	049-274-7912	精、心療			240			240			医療法人社団明雄会(高野 覚)	守谷 研二	H16.9.15	-
病30	救	○	ふじみの救急病院	354-0044	入間郡三芳町北永井997-5	049-274-7666	049-274-7667	脳、救急科、神内、循内、消内、整、内、外、リハ、放、糖尿病内科、内分泌内科	20					20	5	(2)	医療法人社団晃悠会(鹿野 晃)	湯浅 翔	R2.12.1	R8.9.8
診1	救	○	医療法人実幸会栗原医院	354-0033	富士見市羽沢1-33-28	049-255-3700	049-255-2711	内、外、脳、消化器・胃腸外科、リハ、救急科	19					19	1	(1)	医療法人実幸会(栗原 平)	栗原 平	H4.9.1	R10.3.10

埼玉県春日部保健所	所在地	〒344-0038 春日部市大沼1-76	電話番号	048-737-2133
			FAX番号	048-736-4562

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病 床 数						開設者 (代表者)	管理者	開設 年月日	救急病院 認定期限			
									一般	療養	精神	結核	感染症	計					救急病床上()は うち()は 専用		
病1	救臨	○	春日部市立医療センター	344-8588	春日部市中央6-7-1	048-735-1261	048-734-2471	内、血液内科、神内、糖尿病・代謝内科、外、小、消化器外科、小外、整形、脳、皮、産婦、眼、精神神経科、放、麻、耳、歯、外、呼内、呼外、循内、消内、乳腺外科、病理診断科、ペインクリニック内科	361					2	363	9	(3)	春日部市 (岩谷 一弘)	有馬 健	H28.7.1	R7.3.10
病2	救療	○	医療法人梅原病院	344-0007	春日部市小洲455-1	048-752-2152	048-761-5671	外、肛、胃、内、呼、整	59	67					126	5	(2)	医療法人 梅原病院 (梅原 松臣)	梅原 松臣	S30.7.14	R7.12.16
病3	療	○	医療法人光仁会 南部厚生病院	344-0021	春日部市大場20-1	048-736-7511	048-736-8711	内、皮、整、心療、精、泌、リハ、緩内	30	108					138			医療法人 光仁会 (西村 直久)	池田 真	H21.12.1	-
病4	救療臨	○	秀和総合病院	344-0035	春日部市谷原新田1200	048-737-2121	048-737-2903	内、呼内、循内、消内、肝臓内科、糖尿病内科、内分泌内科、腎臓内科、神内、内視鏡内科、人工透析内科、アレルギー疾患内科、リウ、外、呼外、消化器外科、乳腺外科、整、脳、形、肝臓外科、食道外科、大腸外科、内視鏡外科、皮、泌、婦、眼、リハ、放、放射線診断科、麻、病理診断科、臨床検査科、救急科、血管外科	300	50					350	8	(2)	医療法人 秀和会 (安達 進)	安達 進	H16.7.1	R7.9.2
病5	救臨	○	医療法人財団明理会 春日部中央総合病院	344-0063	春日部市緑町5-9-4	048-736-1221	048-738-1559	内、外、整、呼、循、消、脳、形、泌、麻、皮、眼、耳、婦、心血、神内、糖尿病・代謝内科、放、緩内、腎内、リハ、血液内科、腫瘍内科、救急科	404						404	8	(4)	医療法人財団 明理会 (中村 哲也)	松田 実	S56.7.20	R7.12.16
病6	救療	○	医療法人光仁会 春日部厚生病院	344-0063	春日部市緑町6-11-48	048-736-1155	048-736-2818	内、整、泌、皮、形、リハ、脳、心臓血管外科	90	100					190	6	(2)	医療法人 光仁会 (西村 直久)	廣谷 隆	S56.9.21	R9.2.27

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数						開設者 (代表者)	管理者	開設年月日	救急病院 認定期限		
									一般	療養	精神	結核	感染症	計					救急病床 うち()は 専用	
病7	救	○	みくに病院	344-0036	春日部市下大増新田97-1	048-737-1212	048-737-5422	外、内、脳神内、消化器外科、消内、整、循内、大腸・肛門外科、リハ、皮	48					48	4	(2)	医療法人社団 春明会 (三國 昇)	三國 昇	H21.1.1	R9.2.27
病8	救	○	医療法人社団嬉泉会 春日部嬉泉病院	344-0067	春日部市中央1-53-16	048-736-0111	048-734-1700	内、循、外、リウ、腎内、糖尿病内科、消内、感染症内科、人工透析内科、泌、整、リハ、麻酔科	60					60	3	(2)	医療法人社団 嬉泉会 (丸山 壽晴)	丸山 壽晴	S60.6.1	R7.9.8
病9		○	武里病院	344-0036	春日部市下大増新田9-3	048-733-5111	048-733-5177	内、精		46	244			290			医療法人社団 みどり会 (大野 智之)	大野 智之	H13.12.14	-
病10		○	医療法人社団庄和会 庄和中央病院	344-0111	春日部市上金崎28	048-746-3122	048-745-1564	内、胃、循、外、整、肛、耳	47					47			医療法人社団 庄和会 (渡邊 真司)	前田 剛	H10.4.1	-
病11	療	○	医療法人社団 春日部さくら病院	344-0117	春日部市金崎702-1	048-746-7071	048-746-2207	内、呼内、消内、循内、外、整、泌、精		50				50			医療法人社団 春日部さくら病院 (中田 新一郎)	若山 知薫	H13.4.1	-
病12		○	春日部セントノア病院	344-0001	春日部市不動院野1112-1	048-760-1200	048-760-1201	精			168			168			医療法人忠洋会 (田巻 國義)	田巻 國義	H20.1.1	-
病13	救療	○	医療法人社団全仁会 東都春日部病院	344-0022	春日部市大畑652-7	048-739-2000	048-739-2003	内、外、整、消内、泌、脳、形、肛、循内、リハ、人工透析内科	130	54				184	6	(4)	医療法人社団 全仁会 (大坪 修)	木村 理	H27.7.1	R9.2.27
病14	救療	○	医療法人社団全仁会 埼玉筑波病院	343-0102	北葛飾郡松伏町築比地420	048-992-3151	048-991-8850	内、外、胃、整、脳、皮、泌尿器、眼、リハ、人工透析内科	109	56				165	4	(2)	医療法人社団 全仁会 (大坪 修)	草場 亮輔	S63.9.1	R7.12.16
病15	療	○	医療法人社団明日佳 埼玉あすか松伏病院	343-0111	北葛飾郡松伏町松伏1263-5	048-992-0411	048-992-0719	内、外、整、皮、眼、耳、循、胃、肛、放、リハ、脳、乳腺外科、糖尿病内科	30	52				82			医療法人社団 明日佳 (安達 実樹)	大矢 正俊	H30.11.1	-
病16		○	中川の郷療育センター	343-0116	北葛飾郡松伏町下赤岩222	048-992-2701	048-992-2702	内、小、精、神、リハ、歯、神経小児科	77					77			社会福祉法人 東埼玉 (鈴木 勝)	許斐 博史	H9.4.17	-

埼玉県草加保健所	所在地	〒340-0035 草加市西町425-2	電話番号	048-925-1551
			FAX番号	048-925-1554

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病 床 数						開設者 (代表者)	管理者	開設 年月日	救急病院 認定期限		
									一般	療養	精神	結核	感染症	計					救急病床 うち()は 専用	
病1	救臨	○	草加市立病院	340-8560	草加市草加2-21-1	048-946-2200	048-946-2211	内、血液内科、内分泌・代謝内科、リウ、腎臓内科、呼内、循内、消内、小、外、心、整、眼、脳、皮、泌、産婦、耳、リハ、放、齒外、麻、精、救急科、病理診断科、緩和ケア内科、呼外	380					380	37	(20)	草加市 (瀬戸 百合子)	矢内 常人	H16.7.18	R7.12.16
病2		○	医療法人親和会 鳳永病院	340-0028	草加市谷塚2-12-15	048-924-2631	048-928-2247	外、整、循、内、呼、脳、皮、リハ、消、老年精神科	50					50			医療法人 親和会 (宮永 威彦)	浅野 務	S50.1.16	-
病3	救	○	医療法人社団協友会 メディカルトピア草加病院	340-0028	草加市谷塚1-11-18	048-928-3111	048-924-1346	内、外、消内、循内、呼内、皮、婦、泌、内視鏡外科、麻、整、糖尿病内科、リハ	80					80	4	(2)	医療法人社団 協友会 (平岡 邦彦)	金平 永二	S54.2.10	R7.9.2
病4			埼玉草加病院	340-0041	草加市松原1-7-22	048-944-6111	048-944-8080	内、循内、脳、泌、形、精、整、消内、腎臓内科、リハ、糖尿病・内分泌内科、血管外科	46					46			医療法人 埼玉会 (後藤 博道)	大澤 勲	H28.2.1	-
病5		○	医療法人移山会 二宮病院	340-0056	草加市新栄2-22-23	048-941-2223	048-944-1514	外、内、整、乳腺外科	60					60			医療法人 移山会 (二宮 淳)	二宮 淳	S64.1.1	-
病6		○	草加松原 リハビリテーション病院	340-0013	草加市松江2-3-25	048-933-6000	048-933-6001	リハ	50					50			医療法人 真幸会 (松本 眞彦)	名越 大起	H26.12.12	-
病7	救	○	医療法人社団協友会 八潮中央総合病院	340-0814	八潮市南川崎845	048-996-1131	048-997-2135	内、呼内、消内、循内、小、外、整、脳、呼外、心、皮、泌、婦、眼、耳、麻、リハ、放、神内、形外、糖尿病内科、内視鏡内科、人工透析内科、緩和ケア内科、消化器外科、乳腺外科、リウ	250					250	16	(4)	医療法人社団 協友会 (平岡 邦彦)	本間 恵	H28.5.1	R10.3.10
病8		○	医療法人社団慶栄会 八潮病院	340-0802	八潮市鶴ヶ曾根1089	048-996-3034	048-996-3100	内、精、心療、齒						454			医療法人社団 慶栄会 (榮 兼作)	榮 兼作	S54.9.1	-

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数						開設者 (代表者)	管理者	開設 年月日	救急病院 認定期限	
									一般	療養	精神	結核	感染症	計					救急病床 うち()は 専用
病9	療	○	医療法人社団協友会 埼玉回生病院	340-0825	八潮市大原455	048-995-3331	048-995-3321	内、神内、皮、循内、泌、リハ、歯、歯外		311				311		医療法人社団協友会 (平岡 邦彦)	好本 裕平	S55.7.24	-
病10	救	○	医療法人社団州山会 広瀬病院	340-0801	八潮市八條2840-1	048-995-6371	048-995-1759	内、循内、胃腸内科、外、整、泌、肛門外科、呼内、内視鏡内科、リウ、皮、糖尿病内科	60				60	8 (4)	医療法人社団州山会 (廣瀬 健一)	廣瀬 健一	S55.11.1	R7.12.16	
病11	療	○	埼玉みさと総合 リハビリテーション病院	341-0034	三郷市新和5-207	048-953-1211	048-952-0127	内、リハ、神内、循内	120	55			175		医療法人三愛会 (中村 哲也)	熊澤 健一	S51.12.2	-	
病12			永井マザーズホスピタル	341-0004	三郷市上彦名607-1	048-959-1311	048-959-1125	産、婦、小、形、麻、病理診断科	35				35		医療法人社団泰誠会 (永井 泰)	永井 泰	H27.8.1	-	
病13	救臨	○	医療法人財団健和会 みさと健和病院	341-8555	三郷市鷹野4-494-1	048-955-7171	048-955-5120	内、消内、呼内、循内、リウ、アレ、小、外、整、脳、皮、泌、肛門外科、婦、眼、耳、放、リハ、精、呼外、麻、消化器外科、形、救急科、病理診断科	282				282	15 (12)	医療法人財団健和会 (露木 静夫)	岡村 博	S58.10.17	R9.2.27	
病14	救臨	○	医療法人社団愛友会 三郷中央総合病院	341-8526	三郷市中央4-5-1	048-953-1321	048-952-7279	内、循内、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、神内、外、心臓血管外科、消化器外科、整、脳、皮、泌、眼、耳、リハ、麻、呼内、消内	289				289	8 (8)	医療法人社団愛友会 (中村 康彦)	諸井 雅男	S61.12.1	R9.2.27	
病15		○	医療法人財団 東京勤労者医療会 みさと協立病院	341-0016	三郷市田中新田273-1	048-959-1811	048-959-1819	内、精、神、リハ	120		40		160		医療法人財団東京勤労者医療会 (下 正宗)	戸倉 直実	H5.6.1	-	
病16	救	○	三愛会総合病院	341-0003	三郷市彦成2-342	048-958-3111	048-958-6835	内、小、耳、外、整、皮、泌、眼、呼内、消内、循内、麻、人工透析内科、脳、リハ、総合診療科、消化器外科、血液内科、腎臓内科、放、形、小外、血管外科、糖内、乳外	286				286	6 (6)	医療法人三愛会 (中村 哲也)	遠藤 慎治	R4.11.1	R7.9.2	
病17		○	医療法人社団心明会 中村病院	342-0004	吉川市鍋小路81-1	048-982-3011	048-982-7602	内、精、心療			180		180		医療法人社団心明会 (中村 信)	中村 徹	H29.3.1	-	

No.	種別	3 つ の 宣 言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病 床 数							開設者 (代表者)	管理者	開設 年月日	救急病院 認定期限	
									一 般	療 養	精 神	結 核	感 染 症	計	救急病床 うち()は 専用					
病18	救療	○	医療法人社団協友会 吉川中央総合病院	342- 0056	吉川市平沼111	048-982- 8311	048-981- 2062	内、外、小、消内、整、耳、 眼、脳、皮、泌、リハ、麻、緩和ケア内科、形、糖尿病 内科	242	30				272	7	(2)	医療法人社団 協友会 (平岡 邦彦)	阿部 哲士	S53.7.4	R7.12.16
診1	救	○	草加松原整形外科医院	340- 0013	草加市松江2-3-26	048-935- 4838	048-932- 7018	整、リハ	19					19	2	(2)	医療法人 真幸会 (松本 真彦)	松本 真彦	H30.12.1	R9.9.4
診2	救	○	医療法人 正務医院	340- 0002	草加市青柳5-12-13	048-936- 7422	048-931- 7225	外、内、胃腸内科、小、肛 門外科、整、麻、美	16					16	2	(1)	医療法人 正務医院 (正務 秀彦)	高野 仁	H22.5.10	R7.9.2

越谷市保健所	所在地	〒343-0023 越谷市東越谷10-31	電話番号	048-973-7530 (音声ガイダンス4番)
			FAX番号	048-973-7534

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病 床 数						開設者 (代表者)	管理者	開設 年月日	救急病院 認定期限		
									一般	療養	精神	結核	感染症	計					救急病床 うち()は 専用	
病1	救臨	○	越谷市立病院	343-8577	越谷市東越谷10-32	048-965-2221	048-965-3019	内、小、循、消、外、皮、泌、産、婦、眼、耳、放、脳、麻、整、呼、リハ、脳内、病理	380					380	12	(3)	越谷市 (福田 晃)	坂本 一博	S50.12.20	R7.12.16
病2		○	順天堂大学医学部附属 順天堂越谷病院	343-0032	越谷市袋山560	048-975-0321	048-975-0018	内、皮、脳内、精、整						226			学校法人 順天堂 (小川 秀興)	鈴木 利人	H1.4.1	-
病3	療	○	医療法人財団明理会 新越谷病院	343-0815	越谷市元柳田町6-45	048-964-2211	048-964-7155	内、呼内、循内、消内、神内、消外、整、脳外、皮、リハ	141	47				188			医療法人財団 明理会 (中村 哲也)	長谷川 正治	S53.11.22	-
病4	療	○	リハビリテーション 天草病院	343-0002	越谷市平方343-1	048-974-1171	048-977-9495	内、神内、整、リハ、歯、小歯		175				175			医療法人 敬愛会 (天草 弥生)	天草 弥生	S55.11.1	-
病5		○	医療法人社団俊睿会 南埼玉病院	343-0012	越谷市大字増森252	048-965-1151	048-964-9051	精、神、心療						230			医療法人社団 俊睿会 (長根 亜紀子)	清水 稔	H8.9.1	-
病6		○	医療法人秀峰会 北辰病院	343-0851	越谷市七左町4-358	048-985-3333	048-985-3366	精、神、内、心療						238			医療法人 秀峰会 (中村 保喜)	小西 俊一郎	H18.3.1	-
病7		○	医療法人社団 南越谷病院	343-0845	越谷市南越谷1-4-63	048-987-2811	048-987-0226	整、外、リハ、皮、アレ、美容皮、内、泌	43					43			医療法人社団 南越谷病院 (清村 忠雄)	清村 幸雄	H5.3.1	-
病8	救療	○	医療法人社団協友会 越谷誠和病院	343-0856	越谷市谷中町4-25-5	048-966-2711	048-966-5016	内、循、呼、消内、外、整、泌、形、麻、リハ、皮	148	47				195	9	(6)	医療法人社団 協友会 (平岡 邦彦)	松村 輔二	H2.9.1	R9.2.27
病9	救臨支	○	獨協医科大学埼玉医療 センター	343-8555	越谷市南越谷2-1-50	048-965-1111	048-965-1127	内、精、呼内、消内、循内、腎内、脳内、小、外、整、脳、心血、小外、皮、泌、産科婦人科、眼、頭頸部・耳鼻咽喉科、放、麻、形、病理診断科、歯、呼外、リハ、乳、小泌	923				5	928	42	(18)	学校法人 獨協学園 (猪口 雄二)	町田 繁樹	S59.5.21	R7.9.2

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数						開設者 (代表者)	管理者	開設 年月日	救急病院 認定期限		
									一般	療養	精神	結核	感染症	計					救急病床 うち()は 専用	
病10	救	○	医療法人社団大和会 慶和病院	343-0041	越谷市千間台西2-12-8	048-978-0033	048-977-4158	内、外、整、リハ、泌、皮、循内、腎内、神内、呼内、麻	116					116	7	(4)	医療法人社団大和会 (大川 章裕)	大川 章裕	S63.12.1	R8.9.8
病11		○	市川胃腸科外科病院	343-0023	越谷市東越谷7-2-5	048-965-7100	048-963-0127	内、胃、外、整、皮、肛、乳外	46					46			医療法人純心会 (市川 純二)	市川 亮介	H10.7.1	-
病12		○	産婦人科菅原病院	343-0813	越谷市越ヶ谷1-15-2	048-964-3321	048-964-3851	産婦、産婦(生殖医療)	50					50			医療法人賢仁会 (菅原 賢治)	寺内 文敏	H10.1.1	-
病13	救	○	医療法人道心会 埼玉東部循環器病院	343-0025	越谷市大沢3187-1	048-960-7100	048-960-7171	循内、心血	40					40	2	(2)	医療法人道心会 (李 武志)	原城 達夫	H13.5.21	R10.3.10
病14		○	レイクタウン整形外科病院	343-0828	越谷市レイクタウン5-13-6	048-987-2277	048-987-2278	整、リハ、リウ、麻	53					53			医療法人社団高志館 (安村 建介)	安村 建介	H29.3.10	-
病15		○	医療法人社団聖心会 湖街ホスピタル	343-0828	越谷市レイクタウン8-12-12 ハーモニーケア湖街 1階から5階	048-990-1515	048-990-1516	内、呼内、循内、消内、血内、腎内、外、消外、整外、脳外、形外、皮、泌、リハ	158					158			医療法人社団聖心会 (苑田 一郎)	林 一郎	R6.2.1	-
診1	救	○	医療法人EMS 酒井救急クリニック	343-0034	越谷市大字大竹561-8	048-967-5339	048-967-5349	救、内、外、小、脳外、整外、循内、リハ	4					4	4	(4)	医療法人EMS (松岡 良典)	酒井 拓磨	R4.9.10	R8.3.19

さいたま市保健所	所在地 〒338-0013 さいたま市中央区 鈴谷7-5-12	電話番号	048-840-2205
		FAX番号	048-840-2228

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数						開設者 (代表者)	管理者	開設 年月日	救急病院 認定期限		
									一般	療養	精神	結核	感染症	計					救急病床 うち()は 専用	
病1	救 支 臨	○	さいたま市民医療センター	331-0054	さいたま市西区 島根299-1	048-626-0011	048-799-5146	内、外、循内、消内、呼内、糖尿病・内分泌内科、血液内科、消化器外科、乳腺・内分泌外科、脳、整、小、放、病理診断科、リハ、アレ、内科(化学療法)、外科(化学療法)、麻、腎臓内科、泌、皮、耳、脳神経内科、救急科、リウ	340					340	20	(20)	社会医療法人 さいたま市民 医療センター (桐澤 重彦)	塩谷猛	H21.2.17	R9.9.4
病2	救 療	○	指扇病院	331-0074	さいたま市西区 宝来1295-1	048-623-1101	048-624-8539	内、外、整、循内、歯外、皮、耳、泌、脳、リハ、眼、麻、肛門外科、放、消内、脳神経内科	175	51				226	9	(5)	医療法人 三慶会 (鈴木 慶太)	鈴木慶太	H23.10.1	R8.9.8
病3	療	○	指扇療養病院	331-0074	さいたま市西区 宝来1348-1	048-623-1102	048-623-7474	内、皮、リハ		240				240			医療法人 三慶会 (鈴木 慶太)	森山 光彦	H12.9.14	-
病4			医療法人社団恵仁会 与野中央病院	331-0054	さいたま市西区 島根65	048-624-2211	048-624-2212	精、神			120			120			医療法人社団 恵仁会 (関場 秀高)	関場 秀高	S43.5.1	-
病5	救	○	独立行政法人地域医療 機能推進機構 さいたま北部医療センター	331-8625	さいたま市北区 宮原町1-851	048-663-1671	048-663-0058	内、小、泌、外、皮、耳、婦、眼、放、整、麻、循内、歯外、呼内、消内、腎臓内科、リハ、糖尿病内科	163					163	4	(2)	独立行政法人 地域医療機能推 進機構 (山本 修一)	黒田 豊	H31.3.1	R9.9.4
病6	救 療	○	医療法人ヘブロン会 大宮中央総合病院	331-0814	さいたま市北区 東大成町1-227	048-663-2501	048-666-4673	内、外、耳、整、泌、皮、脳神経内科、放、麻、腎臓内科、呼内、循内、リハ、消内、心血、リウ、内分泌内科、糖尿病内科、血管外科、血液内科、形、救急科、脳外	208	47				255	6	(6)	医療法人 ヘブロン会大宮 中央総合病院 (四宮 敏彦)	魚住祥二郎	S30.4.19	R7.12.16

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数						開設者 (代表者)	管理者	開設 年月日	救急病院 認定期限		
									一般	療養	精神	結核	感染症	計					救急病床 うち()は 専用	
病7	救臨	○	医療法人社団協友会 彩の国東大宮メディカル センター	331- 8577	さいたま市北区 土呂町1522	048-665- 6111	048-665- 6112	外、整、内、眼、リハ、形、 脳、泌、耳、皮、歯外、麻、 循内、消内、呼内、消化 器外科、肛門外科、病理 診断科、リウ、脳神経内 科、乳腺外科、腎臓内科、 救急科、血液内科、緩和 ケア内科、婦人科、心 血、腫瘍内科、放射線診 断科、放射線治療科、糖 尿病・代謝・内分泌内科	337					337	4	(4)	医療法人社団 協友会 (平岡 邦彦)	藤岡 丞	H27.7.1	R9.2.27
病8		○	医療法人宇治病院	330- 0802	さいたま市大宮区 宮町2-90	048-641- 8531	048-649- 2064	内、外、整、肛門外科、消 化器外科、消内、循内、糖 尿病内科	47					47			医療法人 宇治病院 (宇治 元)	宇治 元	S30.8.19	-
病9	救療	○	医療法人社団双愛会 大宮双愛病院	330- 0804	さいたま市大宮区 堀の内町2-160	048-643- 1200	048-644- 2902	内、外、小、胃腸内科、放、 整、肛門外科、循内、泌、 皮	56	34				90	6	(4)	医療法人社団 双愛会 (赤松 郁夫)	梅本 富士	S35.5.25	R7.12.16
病10	救	○	医療法人明浩会 西大宮病院	330- 0856	さいたま市大宮区 三橋1-1173	048-644- 0511	048-647- 4876	内、外、循、皮、脳、消、整、 リハ、放、麻、形、泌、リウ、 アシ、眼、美	198					198	15	(15)	医療法人 明浩会 (関 純)	関 純	S51.8.6	R7.12.16
病11	救	○	夢眠ホスピタルさいたま	330- 0804	さいたま市大宮区 堀の内町2-564	048-686- 2251	048-685- 5570	内、精、小、心療	28		102			130	2	(2)	医療法人大町会 (水野生一)	内藤 嘉彦	R7.5.1	R10.3.10
病12	救支 臨	○	自治医科大学附属 さいたま医療センター	330- 8503	さいたま市大宮区 天沼町1-847	048-647- 2111	048-648- 5166	内、外、泌、心血、脳、放、 麻、耳、眼、リハ、整、歯 外、皮、循内、小、産婦、病 理診断科、精、救急科、形	628					628	38	(30)	学校法人 自治医科大学 (大石 利雄)	遠藤 俊輔	H1.11.20	R8.3.19
病13		○	医療法人社団輔仁会 大宮厚生病院	337- 0024	さいたま市見沼区 片柳1	048-683- 1861	048-687- 3310	精、神			281			281			医療法人社団 輔仁会 (渡邊 宏治)	渡邊 宏治	H8.1.1	-
病14	療	○	大和田病院	337- 0053	さいたま市見沼区 大和田町2-1388	048-685- 5511	048-685- 5514	内		91				91			医療法人 興仁会 (加藤 紀和)	加藤 紀和	S60.10.24	-
病15	療	○	大宮共立病院	337- 0024	さいたま市見沼区 片柳1550	048-686- 7151	048-684- 7961	内、リハ、神内、歯、放、歯 外、皮、精	96	144				240			医療法人財団 新生会 (漆原 彰)	猪原 則行	H7.4.1	-

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数						開設者 (代表者)	管理者	開設 年月日	救急病院 認定期限		
									一般	療養	精神	結核	感染症	計					救急病床 うち()は 専用	
病16	救療	○	医療法人徳洲会 さいたま記念病院	337-0012	さいたま市見沼区 東宮下西196	048-686-3111	048-685-3155	内、外、整、脳、皮、泌、耳、 眼、消内、消化器外科、循 内、リハ、呼内、リウ、糖尿 病内科、血液内科、形	159	40				199	3	(2)	医療法人徳洲会 (東上震一)	石川 進	R6.12.1	R10.3.10
病17	救支	○	埼玉県立 小児医療センター	330-8777	さいたま市中央区 新都心1-2	048-601-2200	048-601-2201	小、小歯、精、小外、整、 形、脳、皮、泌、産婦、眼、 耳、放、麻、心血、リハ、ア レ、病理診断科、救急科、 臨床検査科、移植外科	316					316	8	(4)	地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 (岩中 督)	岡 明	R3.4.1	R9.2.27
病18	救臨支	○	さいたま赤十字病院	330-8553	さいたま市中央区 新都心1-5	048-852-1111	048-852-3120	内、外、産婦、耳、皮、泌、 眼、整、小、脳、循内、放射 線治療科、放射線診断 科、心外、リハ、麻、呼外、 精、脳神経内科、形、緩和 ケア内科、歯外、病理診 断科、消内、呼内、血液内 科、糖尿病内分泌内科、 リウ、腎臓内科、乳腺外 科、腫瘍内科、救急科、肝 臓・胆のう・膵臓内科	632		6			638	72	(72)	日本赤十字社 (清家 篤)	清田 和也	H29.1.1	R7.12.16
病19		○	社会福祉法人シナプス 埼玉精神神経センター	338-8577	さいたま市中央区 本町東6-11-1	048-857-6811	048-857-0166	精、脳神経内科、内、歯、 リハ	116		241			357			社会福祉法人 シナプス (丸木 雄一)	丸木 雄一	H23.4.1	-
病20	救療	○	医療法人聖仁会 西部総合病院	338-0824	さいたま市桜区 上大久保884	048-854-1111	048-855-3285	内、外、整、形、脳、呼内、 消内、消化器外科、循内、 皮、肛門外科、泌、眼、麻、 リハ、乳腺外科、神内、糖 尿病・内分泌内科	144	120				264	8	(2)	医療法人 聖仁会 (西村 直久)	百村伸一	S59.3.23	R7.12.16
病21	療	○	医療法人栄寿会 林病院	338-0832	さいたま市桜区 西堀8-4-1	048-855-5511	048-855-0818	内、リハ		114				114			医療法人 栄寿会 (五島 文恵)	五島 文恵	H9.8.1	-
病22	救	○	医療法人社団松弘会 三愛病院	338-0837	さいたま市桜区 田島4-35-17	048-866-1717	048-866-1865	内、循内、外、整、形、脳、 泌、放、消内、消化器外 科、麻、リハ、呼外、リウ、 心血、糖尿病内科、眼、 皮、耳	199					199	7	(4)	医療法人社団 松弘会 (濟陽 義久)	猪野 裕通	H9.4.1	R9.9.4

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数							開設者(代表者)	管理者	開設年月日	救急病院認定期限	
									一般	療養	精神	結核	感染症	計	救急病床うち()は専用					
病23	救臨支	○	独立行政法人地域医療機能推進機構 埼玉メディカルセンター	330-0074	さいたま市浦和区北浦和4-9-3	048-832-4951	048-833-7527	内、外、小、整、皮、泌、麻、産婦、眼、耳、神経精神科、放、脳、リウ、形、心療、循内、神内、消化器外科、病理診断科、呼内、消内、呼外、乳腺外科、糖尿病内科、内分泌内科、腎臓内科、心血、血液内科、救急科、リハ	395					395	10	(10)	独立行政法人地域医療機能推進機構(山本 修一)	児玉 隆夫	S23.2.1	R8.9.8
病24		○	医療法人石川病院	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-17	048-861-2161	048-861-2152	産婦、形、美	23					23			医療法人石川病院(石川 博臣)	石川 博臣	S40.11.1	-
病25	救		医療法人川久保病院	330-0055	さいたま市浦和区東高砂町29-18	048-882-2916	048-886-7803	外、内、整、リハ	39					39	6	(2)	医療法人川久保病院(川久保 博文)	川久保 武生	S48.2.1	R9.2.27
病26		○	医療法人社団望星会望星病院	330-0075	さいたま市浦和区針ヶ谷1-8-14	048-834-0291	048-834-0664	泌、内、腎臓内科	58					58			医療法人社団望星会(白井 哲夫)	小口 健一	H1.2.1	-
病27			聖(しょう)みどり病院	336-0022	さいたま市南区白幡5-19-25	048-837-0855	048-837-0818	精、神内、心療			120			120			医療法人徳洋会(喜多 みどり)	喜多 みどり	H14.1.1	-
病28		○	医療法人有隣会わかさ病院	336-0015	さいたま市南区太田窪1973-5	048-885-5307	048-885-5309	内、消内、小、循内、呼内、血液内科	29					29			医療法人有隣会(矢吹 辰男)	矢吹 辰男	S45.12.14	-
病29		○	医療法人白翔会浦和神経サナトリウム	336-0041	さいたま市南区広ヶ谷戸301-1	048-873-3115	048-875-0195	精			263			263			医療法人白翔会(菊池 章)	菊池 章	H1.4.1	-
病30	救	○	医療法人秋葉病院	336-0024	さいたま市南区根岸5-13-10	048-864-0066	048-862-6358	外、脳、神内、内、循内、眼、リハ	59					59	12	(12)	医療法人秋葉病院(秋葉 弥一)	秋葉 洋一	S58.11.1	R7.12.16
病31	救臨支	○	さいたま市立病院	336-8522	さいたま市緑区三室2460	048-873-4111	048-873-5451	内、外、脳、整、麻、小、皮、小外、泌、産婦、眼、耳、精、放射線診断科、心血、脳神経内科、循内、消内、新生児内科、救急科、呼外、消化器外科、リハ、形、齒外、病理診断科、放射線治療科、緩和ケア内科、呼内 血管外科	577		30	20	10	637	27	(20)	さいたま市(清水 勇人)	朝見 淳規	H13.5.1	R7.9.2

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数						開設者 (代表者)	管理者	開設年月日	救急病院 認定期限		
									一般	療養	精神	結核	感染症	計					救急病床 うち()は 専用	
病32	救療	○	医療法人博仁会 共済病院	336-0931	さいたま市緑区 原山3-15-31	048-882-2867	048-882-2887	内、外、整、循内、消内、呼内、糖尿病内科、内視鏡内科、消化器外科、乳腺外科、内視鏡外科、肛門外科、婦、麻	80	37				117	4	(2)	医療法人博仁会 (本松 茂)	星野 徹	S36.12.1	R7.12.16
病33	救	○	医療法人社団弘象会 東和病院	336-0926	さいたま市緑区 東浦和7-6-1	048-873-8621	048-873-5578	外、整、麻、リハ、内、皮	48					48	2	(2)	医療法人社団弘象会 (上田 象三)	上田 康弘	H18.5.1	R7.12.16
病34	救	○	丸山記念総合病院	339-8521	さいたま市岩槻区 本町2-10-5	048-757-3511	048-756-6061	内、外、小、整、脳、麻、放、消内、消化器外科、循内、皮、泌、気管食道外科、呼内、呼外、眼、耳、形、精、胃腸内科、歯、神内、リハ、産婦、歯外、人工透析内科、乳腺外科、肛門外科、ペインクリニック内科、救急科	241					241	6	(4)	医療法人慈正会 (丸山 正統)	掛札 敏裕	S27.3.25	R7.12.16
病35	救	○	医療法人社団幸正会 岩槻南病院	339-0033	さいたま市岩槻区 黒谷2256	048-798-2001	048-798-8521	内、循内、心外、神内、消内、腎臓内科、形	30					30	6	(3)	医療法人社団幸正会 (丸山 泰幸)	丸山 泰幸	H18.10.1	R7.9.2
病36	救療	○	岩槻中央病院	339-0005	さいたま市岩槻区 東岩槻2-2-20	048-794-1144	048-794-8147	内、外、整、放、皮、循、脳、リハ、胃、肛	37	84				121	4	(2)	医療法人慈弘会 (岡田 弘俊)	保坂 浩史	S54.3.31	R7.12.16
病37	療		医療法人ひかり会 クリニカル病院	339-0077	さいたま市岩槻区 馬込234	048-758-2323	048-758-1428	内、リハ		168				168			医療法人ひかり会 (原田 知幸)	秦 一剋	S63.6.20	-
病38	救		医療法人社団医鳳会 さいたま岩槻病院	339-0009	さいたま市岩槻区 大字慈恩寺75	048-793-2011	048-793-2012	内、リハ、整、脳、消化器外科、皮、循内	90					90	4	(2)	医療法人社団医鳳会 (林 瑞香)	鈴木英二	H30.3.15	R9.9.4
病39			医療型障害児入所施設 カリヨンの杜	339-0077	さいたま市岩槻区 馬込2100	048-797-6915	-	内、小、リハ	60					60			社会福祉法人桜楓会 (鍵本 聖一)	鍵本 聖一	H30.3.7	-
診1	救	○	増田外科医院	331-0812	さいたま市北区 宮原町4-39-5	048-651-1531	048-653-7637	外、脳、皮、肛門外科、放、呼内、呼外、整、消内、消化器外科、泌	19					19	4	(2)	医療法人増田外科医院 (増田 秀雄)	増田 秀雄	H3.9.1	R9.2.27
診2	救	○	ほしあい眼科・内科	336-0967	さいたま市緑区 美園6-9-10	048-812-2266	048-812-2088	眼、小児眼科、内、小、麻	2					2	2	(1)	星合 繁	星合 繁	R1.11.1	R7.9.2

埼玉県鴻巣保健所	所在地 〒365-0039 鴻巣市東4-5-10	電話番号	048-541-0249
		FAX番号	048-541-5020

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病 床 数						開設者 (代表者)	管理者	開設 年月日	救急病院 認定期限	
									一般	療養	精神	結核	感染症	計					救急病床 うち()は 専用
病1		○	埼玉県済生会鴻巣病院	365-0073	鴻巣市八幡田849	048-596-2221	048-596-6786	精、内						379		社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 埼玉県済生会 (原澤 茂)	関 紳一	S40.12.1	-
病2	救	○	埼玉脳神経外科病院	365-0027	鴻巣市上谷664-1	048-541-2800	048-541-1900	内、整、脳、外、リウ、呼、 循、消、リハ	95					95	4 (4)	医療法人社団 浩蓉会 (松浦 浩)	松浦 浩	H2.9.1	R9.2.27
病3	救	○	こうのす共生病院	365-0027	鴻巣市上谷2073-1	048-541-1131	048-541-2730	内、外、整、泌、眼、脳、リ ハ、麻、消化器外科、救 急科、漢方内科、放、腎 臓内科(人工透析)、循 内、耳、皮、麻、内分泌 糖尿病科	116					116	10 (6)	医療法人社団 鴻愛会 (神成 文裕)	織田 徹也	R3.5.1	R9.2.27
病4	救療	○	医療法人財団 ヘリオス会 ヘリオス会病院	365-0005	鴻巣市広田824-1	048-569-3111	048-569-2093	内、外、整、脳、リハ、小、 形、循、麻、放	97	176				273	6 (3)	医療法人財団 ヘリオス会 (森田 仁士)	森田 仁士	H1.12.1	R8.3.19
病5	救臨支	○	医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院	362-8588	上尾市柏座1-10-10	048-773-1111	048-773-7122	内、外、小、耳、産婦、眼、 整、皮、泌、麻、脳、美、脳 神経内科、心外、リハ、齒 外、形、心療、呼外、循内、 消内、消化器外科、放射 線診断科、放射線治療 科、感染症内科、糖尿病 内科、腎臓内科、血液内 科、呼内、気管食道外科、 肛門外科、病理診断科、 臨床検査科、救急科、頭 頸部外科、緩和ケア内 科、乳腺外科、内視鏡外 科、腫瘍内科、小外、アレ ルギー疾患内科、肝臓外 科、肝臓内科、呼吸器腫 瘍科、女性泌尿器科	724				9	733	18 (18)	医療法人社団 愛友会 (中村 康彦)	徳永 英吉	S40.1.1	R7.12.16

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数						開設者 (代表者)	管理者	開設年月日	救急病院 認定期限		
									一般	療養	精神	結核	感染症	計					救急病床 うち()は 専用	
病6	救療	○	医療法人藤仁会 藤村病院	362-0035	上尾市仲町1-8-33	048-776-1111	048-776-1768	外、整、皮、泌、内、リハ、 脳、麻、循内、神内、漢方 内科、消内、消化器外科、 呼外、乳腺外科、気管食 道外科、肛、肛門外科、内 視鏡外科、ペインクリニック 内科、ペインクリニック 外科、呼内	68	26				94	6	(3)	医療法人 藤仁会 (藤村 作)	藤村 作	S55.10.23	R7.12.16
病7			医療法人社団宗仁会 武蔵野病院	362-0033	上尾市栄町15-32	048-771-4686	048-774-9935	精、老年精神科、心療						120			医療法人社団 宗仁会 (綱島 宗介)	綱島 宗介	S60.11.1	-
病8	療	○	医療法人社団愛友会 上尾中央第二病院	362-0051	上尾市地頭方421-1	048-781-1101	048-781-1944	内、循内、神内、リハ、緩 和ケア内科、腎臓内科 (透析)	66	120				186			医療法人社団 愛友会 (中村 康彦)	藤澤 和彦	H8.1.12	-
病9		○	埼玉県総合リハビリテー ションセンター	362-8567	上尾市西貝塚148-1	048-781-2222	048-781-1552	脳神経内科、神経精神 科、整、泌、リハ、歯、循内、 麻、脳	120					120			埼玉県 (大野 元裕)	市川 忠	H6.3.1	-
病10	療	○	医療法人壽亮会 大谷記念病院	363-0001	桶川市加納 字宮ノ脇2216	048-728-2411	048-728-2433	内、リハ、歯、胃腸内科、 皮、歯外、循内、消	15	88				103			医療法人壽亮会 大谷記念病院 (大谷 亮二)	大谷 亮二	H1.8.1	-
病11	救療	○	医療法人財団聖蹟会 埼玉県央病院	363-0008	桶川市坂田1726	048-776-0022	048-772-1661	内、脳神経内科、外、整、 皮、泌、脳、歯、リハ、矯歯、 循内、歯外、消内、乳腺外 科、小	109	48				157	9	(5)	医療法人財団 聖蹟会 (吉村 一義)	早田 邦康	H1.12.1	R8.3.19
病12	救療	○	医療法人社団博翔会 桃泉園北本病院	364-0001	北本市深井3-75	048-543-1011	048-543-1316	内、リハ、泌、消内、循内、 消化器外科、循外、整、 人工透析内科、脳神経 外科、心臓血管外科、 ペインクリニック内科		196				196	2	(2)	医療法人社団 博翔会 (石黒 陽)	徳橋 泰明	H30.10.1	R10.3.10
病13	支救臨	○	北里大学 メディカルセンター	364-8501	北本市荒井6-100	048-593-1212	048-593-1239	内、外、整、産婦、泌、皮、 耳、小、眼、リハ、脳、脳神 経内科、放、麻、形、呼内、 消内、循内、腎臓内科、内 分泌代謝内科、消化器外 科、呼外、乳腺外科、救急 科、精、病理診断科、リウ、 膠原病内科、血液内科	372					372	8	(2)	学校法人 北里研究所 (浅利 靖)	阿古 潤哉	H20.4.1	R8.3.19

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数							開設者(代表者)	管理者	開設年月日	救急病院認定期限	
									一般	療養	精神	結核	感染症	計	救急病床うち()は専用					
病14		○	埼玉県立がんセンター	362-0806	北足立郡伊奈町小室780	048-722-1111	048-722-1129	内、整、脳、歯外、皮、泌、婦、眼、放、形、麻、呼内、消内、血液内科、乳腺内科、緩和ケア内科、頭頸部外科、胸部外科、消化器外科、乳腺外科、病理診断科、精神腫瘍科、心療、リハ	503						503		地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 (岩中 督)	影山 幸雄	R3.4.1	-
病15	救療	○	医療法人社団愛友会伊奈病院	362-0806	北足立郡伊奈町小室5014-1	048-721-3692	048-722-9983	内、消内、小、外、消化器外科、整、脳、皮、婦、泌、眼、耳、麻、リハ、乳腺外科、肛門外科、救急科、リウ、放、循内、糖尿病内科	141	40				181	6 (6)	医療法人社団 愛友会 (中村 康彦)	松村 重之	R5.8.6	R8.3.19	
病16	療	○	のぞみリハビリテーション病院	362-0806	北足立郡伊奈町小室3170	048-723-0855	048-721-8813	内、循内、神内、リハ、消内、皮、脳、整		57				57		医療法人 のぞみ会 (池田 克介)	高野 尚治	H1.12.25	-	
病17	療	○	医療法人社団顕心会伊奈中央病院	362-0807	北足立郡伊奈町寿4-43	048-721-3022	048-722-2314	内、皮、リハ		66				66		医療法人社団 顕心会 (篠原 豊年)	篠原 豊年	H17.10.1	-	
病18		○	埼玉県立精神医療センター	362-0806	北足立郡伊奈町小室818-2	048-723-1111	048-723-1550	精、内、外、歯、小、児童思春期精神科			183			183		地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 (岩中 督)	黒木 規臣	R3.4.1	-	
診1	救	○	村越外科・胃腸科・肛門科	369-0115	鴻巣市吹上本町1-4-13	048-548-0048	048-549-1300	肛、胃、外、放、麻、整、内、リハ、泌、消内、消化器外科、循内	19					19	2 (2)	医療法人 MSAエクセス (村越 貞昭)	村越 貞昭	H19.5.1	R9.2.27	

埼玉県東松山保健所	所在地	〒355-0037 東松山市若松町 2-6-45	電話番号	0493-22-0280
			FAX番号	0493-22-4251

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数						開設者 (代表者)	管理者	開設年月日	救急病院 認定期限		
									一般	療養	精神	結核	感染症	計					救急病床 うち()は 専用	
病1	救	○	東松山市立市民病院	355-0005	東松山市大字松山2392	0493-24-6111	0493-22-0887	脳、眼、耳、リハ、放、麻、内、外、小、皮、泌、整、神内、消内、呼内	146				6	152	3	(2)	東松山市 (森田 光一)	杉山 聡	S42.2.1	R8.9.8
病2	支 救 療	○	東松山医師会病院	355-0021	東松山市神明町 1-15-10	0493-22-2822	0493-22-8903	内、外、小、神内、呼、消、循、整、皮、泌、眼、リハ、放、精	156	46				202	12	(8)	公益社団法人 東松山医師会 (柏原 秀行)	松本 万夫	S42.1.5	R7.12.16
病3		○	医療法人緑光会 東松山病院	355-0008	東松山市大字大谷 4160-2	0493-39-0303	0493-39-3739	内、精、歯					364				医療法人 緑光会 (田巻 龍生)	田巻 龍生	S36.4.12	-
病4	救	○	医療法人 埼玉成恵会病院	355-0072	東松山市石橋1721	0493-23-1221	0493-23-1220	内、外、神内、呼、消、胃、循、リウ、整、形、脳、泌、肛、リハ、放、麻、婦、血管外科、救急科、耳、腎内、血内	170					170	15	(2)	医療法人 埼玉成恵会病院 (長谷川 岳弘)	三村 俊英	S52.3.15	R7.12.16
病5	救	○	大谷整形外科病院	355-0036	東松山市大字下野本 517	0493-24-5333	0493-24-5115	整、内、リハ	50					50	9	(3)	医療法人 東征会 (大谷 正)	大谷 正	H2.1.1	R8.3.19
病6	救	○	シャローム病院	355-0005	東松山市大字松山1496	0493-25-2979	0493-25-2723	内、外、消化器外科、皮、麻、肛門外科、緩和ケア内科、乳腺外科、小、人工透析内科、循内、神内	55					55	3	(2)	医療法人社団 シャローム (鋤柄 稔)	狩野 契	H25.10.1	R8.9.8
病7	救 療	○	武蔵嵐山病院	355-0077	東松山市上唐子1312-1	0493-81-7700	0493-81-6776	内、整、循内、消内、呼内、泌、リハ、神内、リウ、外、糖尿病内科、腎臓内科、人工透析内科	43	114				157	3	(2)	医療法人 蒼龍会 (菅野 龍彦)	高野 仁司	H30.10.31	R9.9.4
病8		○	医療法人昭友会 埼玉森林病院	355-0807	比企郡滑川町 大字和泉704	0493-56-3191	0493-56-4831	内、精、歯、皮					274				医療法人 昭友会 (山賀 雅之)	磯野 浩	S56.3.1	-
病9		○	埼玉県立嵐山郷	355-0201	比企郡嵐山町 大字古里1848	0493-62-6221	0493-62-8944	小、内、精、整、眼、耳、歯、婦、皮	65					65			埼玉県 (大野 元裕)	徳山 研一	S51.4.1	-

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数						開設者 (代表者)	管理者	開設 年月日	救急病院 認定期限		
									一般	療養	精神	結核	感染症	計					救急病床 うち()は 専用	
病10	支 救 臨	○	小川赤十字病院	355-0397	比企郡小川町 大字小川1525	0493-72-2333	0493-72-2755	内、循、呼、精、神内、外、 消、小、整、泌、腦、眼、婦、 皮、耳、麻、放、リハ、乳腺・ 内分泌外科、リウ、内分 泌・糖尿病内科、腎臓内 科、血液内科	252					302	37	(10)	日本赤十字社 (清家 篤)	竹ノ谷 正徳	S14.5.27	R7.12.16
病11	救	○	医療法人瀬川病院	355-0328	比企郡小川町 大字大塚30-1	0493-72-0328	0493-72-0301	内、外、神内、呼、消、循、 整、皮、泌、肛	41					41	2	(2)	医療法人 瀬川病院 (瀬川 豊)	瀬川 豊	S53.4.3	R7.12.16
病12		○	宏仁会小川病院	355-0317	比企郡小川町 大字原川205	0493-73-2750	0493-72-5192	内、循内、リハ、人工透析 内科、消化器外科、糖尿 病内科、腎臓内科	34					34			医療法人社団 宏仁会小川病院 (山田 裕一)	崔 正哉	H3.2.1	-
病13	療	○	医療法人啓仁会 平成の森・川島病院	350-0123	比企郡川島町 大字畑中478-1	049-297-2811	049-297-0535	内、リハ						238			医療法人 啓仁会 (矢吹 甚吾)	松村 内久	H15.3.1	-

埼玉県坂戸保健所	所在地	〒350-0212 坂戸市石井2327-1	電話番号	049-283-7815
			FAX番号	049-284-2268

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数							開設者 (代表者)	管理者	開設 年月日	救急病院 認定期限	
									一般	療養	精神	結核	感染症	計	救急病床 うち()は 専用					
病1		○	明海大学歯学部付属 明海大学病院	350-0283	坂戸市けやき台1-1	049-279-2733	049-285-6036	歯、小歯、矯正、歯外、内、 眼、耳	60						60		学校法人 明海大学 (宮田 淳)	横瀬 敏志	S45.6.1	-
病2	救療	○	坂戸中央病院	350-0233	坂戸市南町30-8	049-283-0019	049-289-0229	内、外、整、皮、肛門外科、 泌、消内、消化器外科、 形、神内、呼内、呼外、循 内、リハ、糖尿病内科、内 視鏡内科、乳腺外科、腫 瘍外科	142	42					184	4 (2)	社会医療法人 刀仁会 (清水 要)	土屋 長二	H8.8.1	R7.9.2
病3	療	○	医療法人社団敬悠会 菅野病院	350-0215	坂戸市関間1-1-17	049-284-3025	049-284-3028	内、呼、胃、循、皮、放、リ ハ、小		42					42		医療法人社団 敬悠会 (菅野 雄介)	菅野 雄介	H19.5.1	-
病4	療	○	医療法人若葉会 若葉病院	350-0208	坂戸市戸宮609	049-283-3633	049-283-3379	内、リハ、循内、消内、皮、 放、整、外、リウ、脳神経 内科、麻、糖尿病内科、 形、呼内		120					120		医療法人 若葉会 (川口 茂)	甘井 努	H14.10.1	-
病5		○	医療法人社団 マウナケア会 清水病院	350-0225	坂戸市日の出町1-8	049-281-0158	049-281-2777	小、産婦、皮	34						34		医療法人社団 マウナケア会 (清水 省志)	清水 省志	H17.11.1	-
病6	救臨	○	医療法人関越病院	350-2213	鶴ヶ島市脚折145-1	049-285-3161	049-271-2370	神内、内、形、消化器外科、 乳腺外科、肛門外科、 脳、消内、呼内、循内、糖 尿病内科、人工透析内 科、放、整、外、リハ、皮、 泌、アレ、リウ、救急科、 眼、麻	229						229	8 (5)	社会医療法人社団 新都市医療研究会 〔関越〕会 (安村 寛)	中川 芳彦	S51.7.1	R7.12.16
病7	療	○	鶴ヶ島池ノ台病院	350-2213	鶴ヶ島市脚折1440-2	049-287-2288	049-287-3529	外、内、泌、呼、胃、循、肛		90					90		医療法人 菊一会 (石井 俊昭)	石井 俊昭	H17.10.1	-
病8	救	○	丸木記念福祉メディカル センター	350-0495	入間郡毛呂山町 毛呂本郷38	049-276-1496	049-276-1497	精、呼、内、神、リハ、皮、 歯、緩和ケア内科	228		388				616	2 (2)	社会福祉法人 埼玉医療福祉会 (丸木 清之)	棚橋 紀夫	S25.11.7	R8.3.19

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数							開設者 (代表者)	管理者	開設 年月日	救急病院 認定期限
									一般	療養	精神	結核	感染症	計	救急病床 うち()は 専用				
病9			光の家療育センター	350-0446	入間郡毛呂山町 大字小田谷瀬田162	049-276-1357	049-295-5103	精、齒、内、小、皮、リハ、 眼、耳	120		225			345		社会福祉法人 埼玉医療福祉会 (丸木 清之)	鈴木 郁子	S42.10.1	-
病10	特 救 臨	○	埼玉医科大学病院	350-0495	入間郡毛呂山町 毛呂本郷38	049-276-1127 (外来) 049-276-1129 (入院) 049-276-1199 (夜間・休日)	049-294-8222	内、外、小、脳、整、皮、麻、 泌、耳、眼、産婦、放、形、 齒外、リハ、精、リウ、循、 呼、消内、消外、脳神経内 科、小外、呼外、心外、血 管外科、美、病理診断 科、矯齒、救急科、緩和ケ ア内科	877		78	6	961	31	(4)	学校法人 埼玉医科大学 (丸木 清之)	篠塚 望	S47.8.1	R7.12.16
病11	療	○	医療法人眞美会 麻見江ホスピタル	350-0302	比企郡鳩山町大橋1066	049-296-1155	049-296-1147	内、整、リハ、皮、精、心療、 齒		310			310		医療法人 眞美会 (馬場 眞美子)	長嶺 唯斗	S59.4.1	-	

川越市保健所	所在地	〒350-1104 川越市小ヶ谷817-1	電話番号	049-227-5101
			FAX番号	049-224-2261

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病 床 数						開設者 (代表者)	管理者	開設 年月日	救急病院 認定期限							
									一般	療養	精神	結核	感染症	計					救急病床 うち()は 専用						
病1		○	川越同仁会病院	350-1124	川越市新宿町4-7-5	049-242-0967	049-247-2911	精、神						257		医療法人 川越同仁会 (小杉 國武)	太田 勝也	S27.7.27	-						
病2		○	医療法人山口病院	350-1122	川越市脇田町16-13	049-222-0371	049-226-2928	精、放、内、歯						225		医療法人 山口病院 (山口 滝太)	山口 聖子	S32.1.1	-						
病3	療	○	医療法人埼玉病院	350-0035	川越市西小仙波町1-8-3	049-224-5911	049-226-7741	内、呼内、放、循内、リハ、心療、アレ、消内						21		医療法人 埼玉病院 (橋本 定寛)	橋本 定寛	S33.4.1	-						
病4	救	○	医療法人豊仁会三井病院	350-0066	川越市連雀町19-3	049-222-5321	049-225-1982	内、外、小、呼、消、循、リウ、整、脳、小外、泌、肛、眼、リハ、放、歯、矯歯、歯外、乳腺外科、乳腺腫瘍内科、乳腺腫瘍外科、消化器外科、腫瘍内科、血管外科、婦、形、麻、皮、美容皮膚科、腎臓内科						133		133	10	(4)	医療法人 豊仁会 (秦 怜志)	秦 怜志	S42.4.28	R7.12.16			
病5	救療	○	武蔵野総合病院	350-1167	川越市大袋新田977-9	049-244-6340	049-244-6302	内、神内、呼内、消、循内、リウ、外、整、形、脳、心血、皮、泌、肛、眼、耳、リハ、麻、放、血液内科、血管外科						153		32			185	23	(15)	医療法人ユーカリ(高井 信朗)	富塚 龍也	S42.10.1	R7.12.16
病6	救	○	医療法人刀圭会本川越病院	350-0042	川越市中原町1-12-1	049-222-0533	049-224-2109	内、外、整、リハ、脳、消内、糖尿病内科、循内、神内、放、麻						70					70	6	(4)	医療法人刀圭会本川越病院(真島任史)	松井 秀平	S44.5.23	R9.9.4
病7		○	医療法人愛和病院	350-0001	川越市古谷上983-1	049-235-8811	049-235-8812	産、婦、小、皮、形、麻						56					56			医療法人 愛和会 (上里 忠司)	藤田 英寿	H3.5.1	-
病8	救	○	社会医療法人社団尚篤会赤心堂病院	350-1123	川越市脇田本町25-19	049-242-1181	049-242-1035	外、整、婦、内、脳、泌、小、皮、消、循、麻、形、放、リハ、消化器外科、肛門外科、乳腺外科、リウ、内視鏡外科、血管外科、呼内、呼外、脳神経内科、救						198				198	7	(4)	社会医療法人社団尚篤会(市川 祥子)	市川 誠	S49.8.30	R7.12.16	

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数						開設者 (代表者)	管理者	開設 年月日	救急病院 認定期限		
									一般	療養	精神	結核	感染症	計					救急病床 うち()は 専用	
病9		○	医療法人三信会 岸病院	350-0816	川越市上戸101	049-231-1564	049-231-1574	精			95			95		医療法人三信会 (吉澤 佳子)	吉澤 佳子	H25.1	-	
病10	救	○	南古谷病院	350-0011	川越市久下戸110	049-235-7777	049-235-7765	内、放、リハ、脳、外、整、眼、皮、歯、小歯、歯外、糖尿病内科、消内、循内、肛門外科、麻、泌	137					137	14	(6)	医療法人聖心会 (曾山 鋼一)	曾山 鋼一	H20.3.1	R8.9.8
病11	救療	○	医療法人社団誠弘会 池袋病院	350-1175	川越市笠幡3724-6	049-231-1552	049-233-2075	内、小、外、整、呼内、消内、循内、小外、皮、泌、リハ、放、脳、糖尿病内科、腎臓内科、内視鏡内科、人工透析内科、消化器外科	60	16				76	4	(2)	医療法人社団誠弘会 (池袋 賢一)	杉山 政則	H8.5.1	R8.9.8
病12	療	○	西武川越病院	350-1151	川越市今福265-2	049-244-7511	049-241-1772	内、リハ		268				268		医療法人藤田会 (藤田 龍一)	藤田 徹郎	S62.1.1	-	
病13	療	○	城南中央病院	350-1138	川越市中台元町1-16-11	049-245-3551	049-241-7282	内、循、胃、リハ、放		100				100		医療法人瑞穂会 (穂坂 邦大)	後藤 邦宣	S59.4.1	-	
病14	救	○	医療法人康正会病院	350-0822	川越市山田320-1	049-223-5711	049-223-5713	内、呼内、循内、消内、糖尿病内科、神内、内視鏡内科、外、呼外、心血、消化器外科、乳腺外科、肛門外科、内視鏡外科、整、リハ、脳、泌、皮、麻、放、人工透析内科、膠原病リウマチ内科、血液内科	147					147	6	(3)	医療法人康正会 (小原 一廣)	中村 徹	H20.10.1	R9.2.27
病15	療	○	医療法人社団哺育会 笠幡病院	350-1175	川越市笠幡4955-1	049-232-1231	049-233-2035	内、リハ、麻、皮、歯、歯外、小歯、矯歯		136				136		医療法人社団哺育会 (浪川 浩明)	田村 清	S62.2.1	-	
病16	救	○	帯津三敬病院	350-0021	川越市中大中居545	049-235-1981	049-235-8063	内、外、消化器外科、循内、脳、整、心療、泌、リハ、乳腺外科、呼内、糖尿病内科、神内、漢方内科、精	99					99	4	(4)	医療法人直心会 (増田 俊和)	増田 俊和	H21.4.1	R9.9.4
病17		○	医療法人社団ゆうしん 西川病院	350-1152	川越市砂久保161-23	049-246-0011	049-246-0012	内、神、精			69			69		医療法人社団ゆうしん (西川 祐一)	西川 祐一	H19.6.1	-	

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数							開設者 (代表者)	管理者	開設 年月日	救急病院 認定期限	
									一般	療養	精神	結核	感染症	計	救急病床 うち()は 専用					
病18	救 臨 支	○	埼玉医科大学 総合医療センター	350- 8550	川越市鴨田1981	049-228- 3400	049-225- 1677	内、外、整、産婦、眼、耳、 皮、放、歯、麻、小、泌、形、 脳、精、リハ、歯外、心血、 呼外、美、リウ、心臓内科、 呼内、消内、病理診断科、 救急科、脳神経内科	1053					1053	58	(58)	学校法人 埼玉医科大学 (丸木 清之)	別宮 好文	S60.3.23	R7.9.2
病19	療	○	医療法人社団関心会 関本記念病院	350- 1159	川越市中台1-8-6	049-241- 0300	049-241- 0302	内、呼、消、循、小、外、皮、 眼、神内、歯、小歯、口外	94	48				142			医療法人社団 関心会 (関本 幹雄)	関本 幹雄	H9.6.1	-
病20	療	○	医療法人真正会 霞ヶ関南病院	350- 1173	川越市安比奈新田283- 1	049-232- 1313	049-233- 0981	内、リハ、放、整、泌、眼、 歯、神内、胃、糖尿病内 科、脳、老年精神科、消 内	37	162				199			医療法人 真正会 (齊藤 正身)	海津 啓之	S62.6.10	-
病21		○	川越セントノア病院	350- 1155	川越市下赤坂290-2	049-238- 1160	049-238- 1162	精						168			医療法人 忠洋会 (吉村 一克)	吉村 一克	H16.9.1	-
病22	療	○	川越リハビリテーション 病院	350- 1138	川越市中台元町1-9-12	049-245- 3555	049-245- 2288	内、整、リハ、皮、リウ、麻、 脳	49	102				151			医療法人 瑞穂会 (穂坂 邦大)	清水 昭	H15.2.19	-
病23		○	医療法人社団松弘会 トワーム小江戸病院	350- 0848	川越市下老袋490-9	049-222- 8111	049-222- 8128	精、内						200			医療法人社団 松弘会 (済陽 義久)	鈴木 貴勝	H20.5.19	-
病24		○	カルガモの家	350- 0844	川越市鴨田1930-1	049-229- 5811	049-229- 5812	小	44					44			社会福祉法人 埼玉医大福祉会 (丸木 清之)	星 順	H25.3.12	-
診1	救		川越救急クリニック	350- 0031	川越市大字小仙波 1049-1	049-293- 5877	049-293- 5878	救急科、内、小、外、整、 麻、歯	4					4	4	(4)	上原 淳	上原 淳	R4.1.18	R9.9.4
診2	救	○	しらさき川越クリニック	350- 1112	川越市上野田町35-4	049-220- 9900	049-220- 9901	内、心臓・血管内科、心 血、循内、消内、呼内、 皮、糖尿病内科	19					19	2	(1)	医療法人しらさ き (白崎 泰隆)	白崎 泰隆	R3.7.1	R9.2.27

埼玉県狭山保健所	所在地	〒350-1324 狭山市稲荷山2-16-1	電話番号	04-2954-6212
			FAX番号	04-2954-7535

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数						開設者(代表者)	管理者	開設年月日	救急病院認定期限		
									一般	療養	精神	結核	感染症	計					救急病床うち()は専用	
病1	支救臨	○	独立行政法人 国立病院機構 西埼玉中央病院	359-1151	所沢市若狭2-1671	04-2948-1111	04-2948-1121	内、代謝・内分泌内科、呼内、消内、循内、小、外、整、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、歯、放、麻、神内、精、リハ、病理診断科	325					325	2	(2)	独立行政法人 国立病院機構 (新木 一弘)	小村 伸朗	S48.4.1	R7.12.16
病2		○	国立障害者 リハビリテーション センター病院	359-8555	所沢市並木4-1	04-2995-3100	04-2996-3074	内、小、整、泌、眼、耳、歯、神内、精、リハ、児童精神科	160					160			厚生労働省 (福岡 資麿)	仲村 一郎	S54.7.1	-
病3	特救臨	○	防衛医科大学校病院	359-8513	所沢市並木3-2	04-2995-1511	04-2995-0633	内、精、小、外、整、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、放、麻、歯外、形、心血、神内、循内、腎臓内科、内分泌・代謝内科、消内、感染症・呼吸器内科、血液内科、消化器外科、呼外、乳腺・内分泌外科、小外、がん・薬物療法・腫瘍内科	755		36		9	800	36	(4)	防衛省 (中谷 元)	塩谷 彰浩	S52.12.8	R7.12.16
病4		○	所沢市 市民医療センター	359-0025	所沢市上安松1224-1	04-2992-1151	04-2998-5941	内、放、小、循内、内視鏡内科、糖尿病・代謝内科	49					49			所沢市 (小野塚 勝俊)	黒木 康富	S51.8.25	-
病5	救	○	医療法人慈桜会 瀬戸病院	359-1128	所沢市金山町8-6	04-2922-0221	04-2924-2906	内、小、産婦、乳腺外科、小外、呼内、代謝内科、麻、消内、糖尿病内科、内分泌内科	78					78	3	(2)	医療法人 慈桜会 (瀬戸 裕)	瀬戸 理玄	S42.9.1	R10.3.10
病6	療	○	医療法人社団東光会 東所沢病院	359-0013	所沢市城435-1	04-2944-2390	04-2944-5236	内、リハ、精	33	158	60			251			医療法人社団 東光会 (中村 毅)	山口 克彦	S52.1.8	-
病7	救	○	医療法人社団和風会 所沢中央病院	359-0037	所沢市くすのき台3-18-1	04-2994-1265	04-2991-2411	内、消外、循内、呼外、外、整、脳、眼、リハ、放、乳腺外科、麻、救急科、形、呼内、泌	160					160	6	(3)	医療法人社団 和風会 (石田 信彦)	宮崎 寛	H28.6.1	R10.3.10
病8		○	医療法人信和会 三ヶ島病院	359-1164	所沢市三ヶ島5-1970	04-2948-1511	04-2949-9118	内、神内、精、心療			103			103			医療法人 信和会 (杉原 徹)	杉原 徹	H3.5.1	-
病9	療	○	医療法人仁栄会 所沢緑ヶ丘病院	359-1161	所沢市狭山ヶ丘1-3009	04-2948-8181	04-2948-8187	内、消内、呼内、循内、リハ、皮、放、老年内科		51				51			医療法人 仁栄会 (土江 博人)	土江 博人	S59.11.1	-

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数							開設者 (代表者)	管理者	開設年月日	救急病院 認定期限
									一般	療養	精神	結核	感染症	計	救急病床 うち()は 専用				
病10		○	所沢肛門病院	359-1141	所沢市小手指町1-3-3	04-2926-7521	04-2925-1566	肛	44					44		医療法人社団 忠尽会 (山下 大樹)	金井 忠男	R2.1.1	-
病11	救療	○	社会医療法人至仁会 圏央所沢病院	359-1106	所沢市東狭山ヶ丘 4-2692-1	04-2920-0500	04-2920-0501	内、呼内、消内、循内、外、 整、皮、形、美、脳、泌、リ ハ、麻、眼、透析外科、腎 臓内科	167	115				282	18 (16)	社会医療法人 至仁会 (加藤 裕)	中本 一海	H21.4.1	R9.9.4
病12	療	○	医療法人啓仁会 所沢ロイヤル病院	359-1152	所沢市北野3-1-11	04-2949-3385	04-2949-7872	内、リハ		332				332		医療法人 啓仁会 (矢吹 甚吾)	金子 正二	H12.12.1	-
病13	療	○	新所沢清和病院	359-0005	所沢市神米金141-3	04-2943-1101	04-2943-5226	内、歯、精、整、リハ		220	240			460		医療法人 清和会 (小室 三奈)	小室 裕一	S62.9.5	-
病14	療	○	医療法人社団和風会 所沢リハビリテーション 病院	359-0002	所沢市中富1016	04-2943-1771	04-2942-3149	内、リハ		142				142		医療法人社団 和風会 (石田 信彦)	坪川 民治	H21.3.1	-
病15	救	○	埼玉西協同病院	359-0002	所沢市中富1865-1	04-2942-0323	04-2942-4407	内、外、眼、整、皮、歯	99					99	2 (2)	医療生協 さいたま 生活協同組合 (雪田 慎二)	関口 由希 公	H13.5.1	R9.9.4
病16	療	○	医療法人社団医鳳会 並木病院	359-1106	所沢市東狭山ヶ丘 5-2753	04-2928-1000	04-2928-9991	内、外、整、リハ、呼内、 リウ、循内、皮、麻、糖尿 病内科、内視鏡内科、乳 腺外科、神内、歯	101	82				183		医療法人社団 医鳳会 (林 瑞香)	赤津 拓彦	H19.5.18	-
病17	救療	○	医療法人社団秀栄会 所沢第一病院	359-0024	所沢市下安松1559-1	04-2944-5800	04-2945-1451	内、整、外、皮、婦、乳腺 外科、精、リハ、形、麻、 呼内、循内、腎臓内科、 脳神経内科	119	80				199	8 (2)	医療法人社団 秀栄会 (糸川 和子)	糸川 牧夫	H5.10.1	R9.2.27
病18	療	○	医療法人社団明雄会 北所沢病院	359-0001	所沢市下富1270-9	04-2943-3611	04-2943-3643	内、リハ、皮	35	96				131		医療法人社団 明雄会 (高野 寛)	乾 多久夫	H4.5.1	-
病19		○	医療法人啓仁会 ロイヤルこころの里病院	359-1152	所沢市北野3-20-1	04-2947-2466	04-2947-2482	精、心療			177			177		医療法人 啓仁会 (矢吹 甚吾)	井川 真理子	H13.8.13	-
病20		○	所沢慈光病院	359-1101	所沢市北中1-228	04-2922-2990	04-2922-2934	精、心療、内			200			200		医療法人社団 幸悠会 (鈴木 隆晴)	鈴木 隆晴	H19.11.14	-
病21	療	○	明生リハビリテーション 病院	359-1106	所沢市東狭山ヶ丘 4-2681-2	04-2929-2220	04-2939-2136	リハ、神内		120				120		社会医療法人社 団埼玉巨樹の会 (瓜生田 曜造)	柳田 茂樹	R5.4.1	-

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数							開設者 (代表者)	管理者	開設年月日	救急病院 認定期限	
									一般	療養	精神	結核	感染症	計	救急病床 うち()は 専用					
病22	救		医療法人社団桜友会 所沢ハートセンター	359-1142	所沢市上新井2-61-11	04-2940-8611	04-2940-8613	循内、放	30					30	2	(2)	医療法人社団 桜友会 (櫻田 真己)	三宅 隆之	H26.4.1	R8.3.19
病23	救	○	所沢美原総合病院	359-0045	所沢市美原町2-2934-3	04-2997-8199	04-2997-8196	内、呼内、消内、循内、 外、整、脊椎脊髄外科、 形、脳、呼外、消化器外 科、心外、泌、乳腺外 科、リハ、放、麻、耳、 皮、婦、病理、救命、神 内	221					221		社会医療法人社 団埼玉巨樹の会 (瓜生田 曜造)	鈴木 昭一郎	R5.11.25	R8.9.8	
病24	救	○	医療法人社団白翔会 所沢白翔会病院	359-1145	所沢市大字山口5095	042-933-2520	042-933-2521	整、内、腎臓内科、脳、リ ハ、糖尿病内科、麻、ペ インクリニック内科、循 内、消内、内視鏡内科、 老年内科	76					76	5	(2)	医療法人社団敬 寿会 (筒井 雅人)	今給黎 敏彦	R6.3.1	R10.3.10
病25	救		飯能中央病院	357-0037	飯能市稲荷町12-7	042-972-6161	042-972-3323	内、小、外、整、耳、泌、 神内、消内、消化器外科、 循内、放、リハ、婦、リウ、 脳、形	99					99	6	(2)	医療法人 橘会 (中西 克枝)	中西 弘有	S37.4.1	R7.12.16
病26		○	南飯能病院	357-0042	飯能市矢嵐415	042-972-7111	042-972-7153	内、精、神						308			医療法人 くすのき会 (角田 健一)	角田 健一	S39.9.1	-
病27		○	佐瀬病院	357-0025	飯能市栄町11-2	042-973-9191	042-972-3991	整、内、循内、神内、消 内	48					48	4	(2)	医療法人 博療会 (佐瀬 武)	野村 有信	S52.6.1	-
病28		○	飯能老年病センター	357-0016	飯能市下加治147-1	042-974-2500	042-974-7511	精、内、リハ、放、皮、老年 内科						330			医療法人 好友会 (木川 好章)	木川 好章	H29.5.1	-
病29	療	○	医療法人靖和会 飯能靖和病院	357-0016	飯能市下加治137-2	042-974-2311	042-974-2316	内、リハ、放、精、脳神経 内科、皮、循内	154	100	60			314			医療法人 靖和会 (木川 浩志)	木川 浩志	H14.7.1	-
病30	救	○	医療法人泰一会 飯能整形外科病院	357-0034	飯能市東町12-2	042-975-7575	042-972-1555	整、内、形、血管外科、神 内、放、リウ、アレ、リハ、 麻、婦	57					57	27	(2)	医療法人 泰一会 (井坪 広樹)	有田 栄一	H16.6.1	R9.2.27
病31		○	武蔵の森病院	357-0063	飯能市飯能949-15	042-983-1221	042-983-1177	心療、神、精、内						180			医療法人 弘心会 (田島 弘)	安岡 卓男	H16.10.1	-
病32		○	医療法人狭山ヶ丘病院	350-1317	狭山市大字水野1026	04-2959-3295	04-2959-3210	精						153			医療法人 狭山ヶ丘病院 (守屋 雪夫)	守屋 雪夫	S40.8.1	-

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数							開設者 (代表者)	管理者	開設 年月日	救急病院 認定期限
									一般	療養	精神	結核	感染症	計	救急病床 うち()は 専用				
病33		○	狭山厚生病院	350-1308	狭山市中央1-24-10	04-2957-9111	04-2959-9965	内、小	42					42		医療法人 誠至会 (齋藤 浩記)	識名 敦	S47.8.1	-
病34	救療	○	社会医療法人 入間川病院	350-1307	狭山市祇園17-2	04-2958-6111	04-2956-4949	内、呼内、消内、循内、小、 神内、外、整、脳、眼、皮、 泌、肛門外科、放、麻、リ ハ、心療、腎臓内科(人工 透析)	140	59				199	8 (4)	社会医療法人 入間川病院 (風間 浩美)	木内 幸之助	S51.12.21	R7.12.16
病35		○	医療法人西狭山病院	350-1305	狭山市入間川4-19-18	04-2954-2421	04-2952-8156	内、腎臓内科、呼内	41					41		医療法人 西狭山病院 (磯野 一雄)	磯野 一雄	S53.9.1	-
病36		○	医療法人社団武蔵野会 狭山神経内科病院	350-1314	狭山市加佐志65	04-2950-0500	04-2950-6611	内、神内、リハ	147					147		医療法人社団 武蔵野会 (中村 毅)	沼山 貴也	H15.11.1	-
病37	療	○	医療法人社団グロリア会 前田病院	350-1320	狭山市広瀬東3-14-3	04-2953-5522	04-2952-9206	内、消内、循内、皮、整、 精、糖尿病内科		66				66		医療法人社団 グロリア会 (東 美栄)	幡野 哲	S57.4.30	-
病38	療	○	医療法人尚寿会 狭山尚寿会病院	350-1317	狭山市大字水野600	04-2957-1141	04-2957-1146	内、循内、消内、精、心療、 老年精神科(認知症)、リ ハ、皮、リウ、放射線診断 科、歯、歯外、美容皮膚 科	54	299	353			706		医療法人 尚寿会 (寶積 英彦)	寶積 英彦	S60.11.1	-
病39	救	○	医療法人社団清心会 至聖病院	350-1332	狭山市下奥富1221	04-2952-1000	04-2952-1003	内、呼、消、循、小、外、整、 脳、皮、リハ、放	95					95	6 (3)	医療法人社団 清心会 (高木 正人)	高木 正人	H6.11.1	R10.3.10
病40	支救臨	○	社会医療法人財団 石心会 埼玉石心会病院	350-1305	狭山市入間川2-37-20	04-2953-6611	04-2953-8040	内、呼内、循内、消内、糖 尿病内科、内分泌・代謝 内科、腎臓内科、感染症 内科、人工透析内科、緩 和ケア内科、外、呼外、心 血、消化器外科、乳腺・内 分泌外科、肛門外科、整 脳、形、精、小、皮、泌、婦、 眼、耳、リハ、放、病理診 断科、救急科、麻、歯、神 内	470					470	23 (3)	社会医療法人財団 石心会 (杉山 考博)	石井 耕士	H29.11.1	R8.9.8
病41		○	松風荘病院	358-0012	入間市東藤沢5-9-2	04-2962-3091	04-2964-0195	精、心療						195		医療法人社団 松風会 (依田 住生)	井上 哲雄	S32.7.22	-

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数							開設者 (代表者)	管理者	開設 年月日	救急病院 認定期限	
									一般	療養	精神	結核	感染症	計	救急病床 うち()は 専用					
病42	救療	○	原田病院	358-0003	入間市豊岡1-13-3	04-2962-1251	04-2962-0865	内、消化器外科、消内、循内、外、整、脳、泌、放、耳、リハ、神内、肛門外科、呼内、内分泌内科、糖尿病内科、小外、リウ、皮	135	54				189	34	(34)	社会医療法人東明会 (原田 直幸)	織田 勝敬	S47.9.1	R7.12.16
病43	救療	○	医療法人明晴会 西武入間病院	358-0054	入間市大字野田3078-13	04-2932-1121	04-2932-1938	内、小、循、消、外、泌、皮、病理診断科、整	53	37				90	8	(4)	医療法人明晴会 (野中 晴彦)	野中 晴彦	S56.11.21	R7.12.16
病44		○	医療法人金子病院	358-0031	入間市大字新久680	04-2962-2204	04-2965-1141	内、小、婦、皮	40					40			医療法人金子病院 (金子 信之)	高橋 浩司	H13.7.1	-
病45	救	○	医療法人豊岡整形外科病院	358-0003	入間市豊岡1-7-16	04-2962-8256	04-2963-9427	整、リハ、麻	78					78	6	(3)	医療法人豊岡整形外科病院 (岩橋 正樹)	岩橋 正樹	R1.11.1	R7.9.2
病46	救	○	豊岡第一病院	358-0007	入間市大字黒須1369-3	04-2964-6311	04-2964-6312	整、循内、形、美、乳腺外科、皮、内、リウ、外、消化器外科、婦、泌、麻、リハ、放、消内、呼内、脳神経内科、糖尿病内科、分泌内科	78					78	4	(2)	医療法人社団宏志会 (山根 誓二)	山根 誓二	H28.6.1	R7.9.2
病47	救療	○	小林病院	358-0014	入間市宮寺2417	04-2934-5121	04-2934-3001	内、循内、神内、糖尿病内科、呼内、消内、整、リハ、皮	44	49				93	6	(2)	医療法人一晃会 (小田 智子)	佐藤 秀和	S58.12.1	R8.3.19
病48		○	医療法人永仁会 入間ハート病院	358-0026	入間市小谷田1258-1	04-2934-5050	04-2934-5033	内、循内、呼内、消内、消化器外科、脳、整、皮、神内、リウ、泌、形、放、腎臓内科、婦、リハ、糖尿病内科	23					23			医療法人永仁会 (石田 二郎)	久田 哲也	H8.5.1	-
病49	救	○	自衛隊入間病院	358-0001	入間市向陽台2-1-4	04-2955-7440	04-2955-7445	内、外、整、精、救急科、小、麻、歯、歯外	50		10			60	2	(2)	防衛省 (中谷 元)	加藤 圭	R4.3.17	R8.9.8
病50	救療	○	旭ヶ丘病院	350-1211	日高市森戸新田99-1	042-989-1121	042-989-6621	内、呼内、循内、消内、糖尿病・内分泌内科、小、外、整、脳、皮、婦、リハ、放、耳	82	60				142	2	(2)	医療法人積仁会 (古城 資久)	佐嶋 健一	S30.5.9	R7.12.16
病51	救	○	武蔵台病院	350-1254	日高市久保278-12	042-982-2222	042-982-0636	内、神内、消、呼、循、外、呼外、整、精、リハ、放、皮、糖尿病内科、内分泌・代謝内科、麻、脊椎外科	99					99	4	(2)	医療法人和会 (河野 義彦)	西藏 ツワン	H16.5.9	R7.9.2

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数							開設者 (代表者)	管理者	開設 年月日	救急病院 認定期限	
									一般	療養	精神	結核	感染症	計	救急病床 うち()は 専用					
病52	救 臨 支	○	埼玉医科大学 国際医療センター	350- 1241	日高市山根1397-1	042-984- 4111	042-984- 0432	内、外、小、脳、整、皮、麻、 泌、耳、呼外、心血、リハ、 精、形、心臓内科、呼内、 消内、消化器外科、小外、 眼、産婦、放、歯外、病理 診断科、救急科、脳神経 内科						756	149	(50)	学校法人 埼玉医科大学 (丸木 清之)	佐伯 俊昭	H19.3.15	R7.9.2
診1	救	○	医療法人社団輔正会 岡村記念クリニック	350- 1245	日高市栗坪230-1	042-986- 1110	042-986- 1130	外、内、眼、腎臓内科、 循内、糖尿病内科、消化 器肝臓内科、リウマチ膠 原病内科、呼内、泌、 脳、整、乳腺外科、形、 美容外科、皮、救急科、 婦、美容皮膚科						19	1	(1)	医療法人社団 輔正会 (岡村 維摩)	岡村 維摩	H18.10.1	R10.3.10

埼玉県加須保健所	所在地 〒347-0031 加須市南町5-15	電話番号	0480-61-1216
		FAX番号	0480-62-2936

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病 床 数						開設者 (代表者)	管理者	開設 年月日	救急病院 認定期限		
									一般	療養	精神	結核	感染症	計					救急病床 うち()は 専用	
病1	救療	○	行田中央総合病院	361-0021	行田市富士見町2-17-17	048-553-2000	048-553-2009	内、循内、糖尿病内科、漢方内科、呼内、産婦、外、呼外、消化器外科、小、整、形、アレ、リウ、麻、放、リハ、ペインクリニック外科、眼、皮	100	60				160	9	(3)	医療法人社団 清幸会 (川島 治)	川島 治	H7.9.1	R7.9.2
病2	支救療臨	○	社会医療法人社幸会 行田総合病院	361-0056	行田市持田376	048-552-1111	048-552-1116	内、心療、精、神内、呼内、消内、消化器外科、循内、リウ、小、外、整、脳、皮、泌、肛門外科、眼、耳、リハ、放、ペインクリニック内科、ペインクリニック外科、麻、緩和ケア内科、腎臓内科、血管外科、病理診断科、腫瘍内科・救急科・呼外	450	54				504	27	(6)	社会医療法人社幸会 (川嶋 博)	坂野 孝史	H2.3.1	R8.9.8
病3	救	○	医療法人社団弘人会 中田病院	347-0065	加須市元町6-8	0480-61-3122	0480-61-4467	内・消内・循内・呼内・糖尿病内科・神内・内視鏡内科・呼外・内視鏡外科・脳・リウ・小・外・整・形・皮・リハ・放・麻	117					117	6	(6)	医療法人社団 弘人会 (中田 代助)	中田 代助	S41.8.10	R7.12.16
病4	救	○	医療法人十善病院	347-0057	加須市愛宕1-9-16	0480-61-2595	0480-61-1191	内、外、皮、呼内、循内、糖尿病内科、内分泌内科、消化器外科、肛門外科、泌、整	36					36	3	(3)	医療法人 十善病院 (湯橋 崇幸)	湯橋 崇幸	H1.6.1	R7.12.16
病5		○	医療法人藍生会 不動ヶ丘病院	347-0058	加須市岡古井107	0480-62-3005	0480-62-7583	内、精、神、心療						177			医療法人 藍生会 (岡安 美紀生)	岡安 美紀生	S60.4.1	-
病6	療	○	医療法人社団生彩会 加須東病院	349-1134	加須市北下新井1659	0480-72-2125	0480-72-2207	内、外、整、形、消化器外科、リハ、皮		89				89			医療法人社団生彩会加須東病院 (堀川 明)	新井 庸倫	R4.4.1	-
病7	救	○	騎西病院	347-0102	加須市日出安1313-1	0480-73-3311	0480-73-3313	内、消、循、小、外、整、形、皮、泌、肛、眼、耳、リハ	80					80	2	(2)	医療法人 愛應会 (大隅 博文)	佐野 義明	H11.2.1	R8.9.8

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数							開設者(代表者)	管理者	開設年月日	救急病院認定期限		
									一般	療養	精神	結核	感染症	計	救急病床うち()は専用						
病8	救臨支	○	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会 加須病院	347-0101	加須市上高柳1680	0480-70-0888	0480-70-0889	内、呼内、消内、脳神経内科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、漢方内科、血液内科、循内、小、外、呼外、乳腺外科、内視鏡外科、心血、脳、泌、耳、眼、皮、整、形、救急科、リハ、放、麻	300					4	304	23	(20)	社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 埼玉県済生会 (原澤 茂)	板橋 道朗	R4.6.1	R10.3.10
病9	救臨	○	医療法人徳洲会 羽生総合病院	348-8505	羽生市大字下岩瀬446	048-562-3000	048-563-2170	内、呼内、循内、消内、血液内科、神内、漢方内科、外、呼外、心血、消化器外科、整、脳、小、産婦、眼、耳、リハ、皮、泌、放射線診断科、放射線治療科、歯外、麻、病理診断科、臨床検査科、救急科、形、精、膠原病リウマチ科、緩和ケア科	391					391	33	(5)	医療法人徳洲会 (東上 震一)	高橋 暁行	R4.2.1	R9.2.27	
病10		○	池沢神経科病院	348-0047	羽生市大字下新郷551	048-561-2721	048-563-4068	精、神						142			医療法人 至信会 (池澤 明子)	池澤 明子	H1.4.1	-	
病11		○	栗原眼科病院	348-0045	羽生市大字下岩瀬289	048-562-0070	048-563-1163	眼	45					45			医療法人 白水会 (栗原 秀行)	栗原 秀行	H2.4.1	-	
診1	救	○	医療法人EMS 西山救急クリニック	347-0011	加須市北小浜408	0480-63-3111	0480-63-3101	救急科、内、外、小、脳、整、循内、リハ	10					10	10	(4)	医療法人 EMS (松岡 良典)	西山 佳孝	H29.8.30	R9.2.27	

埼玉県幸手保健所	所在地 〒340-0115 幸手市中1-16-4	電話番号	0480-42-1101
		FAX番号	0480-43-5158

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病 床 数						開設者 (代表者)	管理者	開設 年月日	救急病院 認定期限		
									一般	療養	精神	結核	感染症	計					救急病床 うち()は 専用	
病1	救 臨 支	○	新久喜総合病院	346-0021	久喜市上早見418-1	0480-26-0033	0480-44-8026	内、呼内、循内、消内、代謝・糖尿病内科、腎内、神内、外、整、脳、形、皮、泌、婦、眼、耳、リハ、放、麻、救急科、呼外、心血、乳腺外科、病理診断科、肛門外科、消化器外科、リウ、小外、脳神経内科	391					391	36	(16)	社会医療法人社団 埼玉巨樹の会 (瓜生田 曜造)	秋元 寿文	H29.11.1	R8.9.8
病2	救 療	○	東鷲宮病院	340-0203	久喜市桜田2-6-5	0480-58-2468	0480-58-9580	内、外、小、整、脳、肛、リウ、神内、循内、心外、腎臓内科、消内、消化器外科、皮、形、リハ、呼内、内分泌内科、泌	127	36				163	2	(2)	医療法人 三和会 (水原 章浩)	水原 章浩	H30.11.3	R9.9.4
病3	救	○	新井病院	346-0003	久喜市久喜中央2-2-28	0480-21-0070	0480-23-5338	内、外、呼内、消内、消化器外科、循内、肛門外科、脳、乳腺外科、整、糖尿病内科、リウ、肝臓内科、アレ、リハ、泌、呼外、膠原病内科	99					99	6	(2)	医療法人 新井病院 (吉田 葉子)	関谷 栄	S30.10.5	R7.12.16
病4	救	○	蓮江病院	346-0005	久喜市本町1-7-12	0480-21-0061	0480-21-0097	整、形、リハ	65					65	4	(2)	医療法人 蓮江病院 (蓮江 正光)	蓮江 正光	S30.3.8	R8.9.8
病5	救	○	医療法人 土屋小児病院	346-0003	久喜市久喜中央3-1-10	0480-21-0766	0480-21-2230	小、内、皮、神、アレ、精、歯	40					40	2	(2)	医療法人 土屋小児病院 (土屋 喬義)	土屋 喬義	H24.7.1	R8.9.8
病6		○	久喜すずのき病院	346-0024	久喜市北青柳1366-1	0480-23-6540	0480-23-8779	精、心療、精神神経科、脳神経内科			442			442			医療法人 大社会 (鈴木 健夫)	島崎 正次	H7.4.1	-
病7	救	○	独立行政法人 国立病院機構 東埼玉病院	349-0196	蓮田市黒浜4147	048-768-1161	048-769-5347	内、外、整、歯、歯外、呼、循、小、放、耳、神内、リハ、アレ、眼、皮、呼外、リウ	452			80		532	2	(2)	独立行政法人 国立病院機構 (新木 一弘)	尾方 克久	S19.2.19	R9.9.4
病8	救 療	○	蓮田病院	349-0131	蓮田市根金1662-1	048-766-8111	048-766-8110	内、胃腸外科、外、皮、泌、肛門外科、放、脳、整、眼、耳、形、呼外、消化器外科、循内、歯、リハ、歯外、麻	281	72				353	8	(2)	医療法人 顕正会 (山崎 彩野)	西田 淳二	H2.10.1	R9.9.4

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数						開設者(代表者)	管理者	開設年月日	救急病院認定期限		
									一般	療養	精神	結核	感染症	計					救急病床上()は専用	
病9	救	○	医療法人社団愛友会 蓮田一心会病院	349-0123	蓮田市本町3-17	048-764-6411	048-764-1717	内、小、外、整、泌、耳、皮、呼内、循内、脳、消内、リハ、糖尿病内科、腎臓内科	50					50	2	(2)	医療法人社団愛友会 (中村 康彦)	田幡 克也	H12.6.1	R10.3.10
病10		○	医療法人社団心の絆 蓮田よつば病院	349-0114	蓮田市馬込2163	048-765-7777	048-765-7776	精、内、心療、リハ、神内						120			医療法人社団心の絆 (窪山 泉)	窪山 泉	H21.3.18	-
病11		○	医療法人慈光会 東武丸山病院	340-0156	幸手市南2-2-13	0480-42-0710	0480-42-7211	精、神、心療						229			医療法人慈光会 (今村 純子)	今村 純子	S29.11.12	-
病12			牛村病院	340-0115	幸手市中5-4-51	0480-42-0025	0480-42-0911	皮、泌	25					25			秋間 秀一	秋間 秀一	S25.11.1	-
病13	救療	○	栗橋病院	349-1105	久喜市小右衛門714-6	0480-53-8686	0480-53-8551	内、外、リハ、整、消内、循内、皮、形、心療、糖尿病内科、腎臓内科、人工透析内科、精	20	174				194	7	(3)	医療法人社団彩優会 (中田 賢一郎)	板倉 光夫	R5.4.1	R8.3.19
病14	救療	○	医療法人幸仁会 堀中病院	340-0114	幸手市東3-1-5	0480-42-2081	0480-42-2160	整、外、リハ、泌、内、小、皮、放、神内、消内、循内	48	47				95	2	(2)	医療法人幸仁会 (堀中 晋)	堀中 晋	H1.10.1	R7.12.16
病15	救	○	社会医療法人 ジャパンメディカル アライアンス 東埼玉総合病院	340-0153	幸手市吉野517-5	0480-40-1311	0480-40-1370	内、外、耳、リハ、整、形、脳、皮、泌、麻、眼、放、循内、呼内、消内、糖尿病・代謝・内分泌内科、神内、消化器外科、乳腺・内分泌外科、血管外科、リウ	189					189	11	(5)	社会医療法人 ジャパンメディカル アライアンス (贅 正基)	福田 良昭	H24.5.1	R9.2.27
病16	救	○	医療法人社団哺育会 白岡中央総合病院	349-0217	白岡市小久喜938-12	0480-93-0661	0480-92-8462	内、小、消内、眼、循、外、整、皮、泌、麻、脳、リハ、形、放、耳、腎臓内科、消化器外科、救急科、神内、美、乳腺外科、心療、呼内、人工透析内科	256					256	4	(2)	医療法人社団哺育会 (浪川 浩明)	橋本 視法	S55.9.1	R7.12.16
病17		○	医療法人双鳳会 山王クリニック	349-0214	白岡市寺塚123-1	0480-93-0311	0480-92-6653	産、小(新生児内科)	60					60			医療法人双鳳会 (渡邊 健一郎)	島田 学	S61.8.1	-
病18	療	○	医療法人ひかり会 パーク病院	349-0215	白岡市千駄野1086-1	0480-91-6200	0480-91-6201	内、アレ、眼、呼、整、消内、リハ	30	40				70			医療法人ひかり会 (原田 知幸)	原田 知幸	H13.8.8	-
病19		○	医療法人社団白桜会 新しらおか病院	349-0221	白岡市上野田1267-1	0480-90-5550	0480-90-5551	精、内						120			医療法人社団白桜会 (和田 純一)	和田 純一	H21.1.1	-

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数						開設者 (代表者)	管理者	開設 年月日	救急病院 認定期限	
									一般	療養	精神	結核	感染症	計					救急病床 うち()は 専用
病20	療	○	医療法人今井病院	345-0036	北葛飾郡杉戸町 杉戸3-11-1	0480-32-0065	0480-37-0128	内、消内、呼内、循内、神内		37				37		医療法人 今井病院 (今井 秀一)	今井 秀一	S39.7.5	-
診1	救		久喜メディカルクリニック	346-0022	久喜市下早見1183-1	0480-25-6555	0480-25-6556	内、外、神内、整、リハ、肛門外科、呼内、気管食道外科、消内、消化器外科	19					19	5 (1)	医療法人 早仁会 (早瀬 仁滋)	早瀬 仁滋	H20.11.1	R9.2.27
診2	救	○	しらすきクリニック	346-0032	久喜市久喜新1180-1	0480-22-9900	0480-22-9901	内、循内、心血、心臓・血管内科、消内、呼内、糖尿病内科、皮、泌	19					19	3 (1)	医療法人 しらすき (白崎 泰隆)	谷口 優	R1.10.1	R7.9.2

埼玉県熊谷保健所	所在地	〒360-0031	電話番号	048-523-2811
		熊谷市末広3-9-1	FAX番号	048-523-4486

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数						開設者(代表者)	管理者	開設年月日	救急病院認定期限		
									一般	療養	精神	結核	感染症	計					救急病床うち()は専用	
病1	救臨	○	社会医療法人熊谷総合病院	360-8567	熊谷市中西4-5-1	048-521-0065	048-523-5928	内、消内、脳神経内科、循内、呼内、外、整形、脳、小、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放、麻、消化器外科、腎臓内科、人工透析内科、病理診断科	310					310	10	(2)	社会医療法人熊谷総合病院(中村 信一)	今野 慎	H28.5.1	R10.3.10
病2		○	西熊谷病院	360-0816	熊谷市石原572	048-522-0200	048-525-8384	精、神、内						528			公益財団法人西熊谷病院(林 文明)	林 文明	S27.5.23	-
病3	救	○	熊谷外科病院	360-0023	熊谷市佐谷田3811-1	048-521-4115	048-525-8377	内、消内、消化器外科、循内、外、整形、脳、皮、泌、リハ、肛門外科、麻	154					154	8	(2)	医療法人同愛会(山崎 哲資)	山崎 哲資	H11.8.15	R9.2.27
病4		○	藤間病院	360-0031	熊谷市末広2-137	048-522-0600	048-525-8692	内、消内、糖尿病内科、内分泌内科、内視鏡内科、外、乳腺外科、整、リウ、泌、産婦、リハ、放、病理診断科、臨床検査科、循	106					106			医療法人藤和会(清水 謙)	清水 謙	S29.12.1	-
病5	救療	○	埼玉慈恵病院	360-0816	熊谷市石原3-208	048-521-0321	048-521-4595	内、外、呼内、消化器外科、消内、循内、整、リハ、泌、放、脳、形、麻、皮	160					160	7	(3)	社会福祉法人埼玉慈恵会(西田 由華)	久保 壽朗	S26.6.30	R7.12.16
病6	救療	○	熊谷生協病院	360-0012	熊谷市上之3854	048-524-3841	048-524-3845	内、小、乳腺外科	50	55				105	4	(3)	医療生協さいたま生活協同組合(栗田 慎二)	宮岡 啓介	H12.10.1	R7.9.2
病7		○	籠原病院	360-0845	熊谷市美土里町3-136	048-532-6717	048-533-3569	内、消内、消化器外科、循内、外、整、泌、脳、精、心療、呼内、リハ	37					37			医療法人社団紘智会(佐藤 茂)	佐藤 茂	H18.6.1	-
病8	療	○	熊谷福島病院	360-0045	熊谷市宮前町1-135-2	048-525-2522	048-526-6913	内、循内、消内、放		93				93			医療法人熊谷福島病院(福島 一也)	福島 一也	H10.5.1	-
病9	救療	○	医療法人啓清会 関東脳神経外科病院	360-0804	熊谷市代1120	048-521-3133	048-524-6190	脳、神内、内、外、リハ、放、麻、歯外	101	48				149	6	(3)	医療法人啓清会(清水 暢裕)	清水 暢裕	S60.4.10	R7.12.16
病10		○	福祉医療センター 太陽の園	369-0101	熊谷市津田1855-1	0493-39-2851	0493-39-2247	内、小、精	79					79			社会福祉法人清風会(武田 清美)	松澤 直輝	H1.5.17	-

No.	種別	3 つの 宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数						開設者 (代表者)	管理者	開設 年月日	救急病院 認定期限								
									一般	療養	精神	結核	感染症	計					救急病床 うち()は 専用							
病11	支	○	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	360-0197	熊谷市板井1696	048-536-9900	048-536-9920	呼内、脳内、循内、腎臓内科、緩和ケア内科、呼外、消化器外科、血管外科、脳外、心外、整、眼、耳、リハ、放、病理診断科、麻、歯、放射線診断科、放射線治療科、内						292			30	21	343		地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 (岩中 督)	池谷 明彦	R3.4.1	-		
病12		○	埼玉江南病院	360-0114	熊谷市江南中央2-7-2	048-536-1366	048-536-5996	精、心療、内									294		294		医療法人 仁和会 (石川 高明)	石川 高明	S35.3.1	-		
病13	支 救 臨	○	深谷赤十字病院	366-0052	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511	048-573-5351	内、血液内科、腎内、精神科、脳神経内科、消化器科、循環器科、小児科、外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハ、麻酔科、放射線診断科、放射線治療科、緩和ケア外科、歯科口腔外科、病理診断科、救急科	468									6	474	35	(30)	日本赤十字社 (清家 篤)	石川 文彦	S52.4.20	R7.12.16	
病14		○	医療法人良仁会 桜ヶ丘病院	366-0033	深谷市国済寺408-5	048-571-1171	048-574-1756	内、産、婦、消内、小、麻、内分泌内科	60										60		医療法人 良仁会 (福島 悦雄)	福島 春海	H26.4.5	-		
病15		○	北深谷病院	366-0012	深谷市江原350	048-573-0801	048-574-1586	精、神、内、心療、消内、外、消化器外科	5									172		177		医療法人 江仁会 (飯塚 弘一)	渡邊 明	S54.9.20	-	
病16	救 療	○	医療法人社団優慈会 佐々木病院	366-0824	深谷市西島町2-16-1	048-571-0242	048-571-9815	内、消化器外科、外、整、皮、形、脳、循、リハ、肛門外科、糖尿病内科、脳神経内科	79	50									129	3	(2)	医療法人社団 優慈会 (佐々木 優至)	佐々木 敏行	H5.6.21	R8.9.8	
病17		○	医療法人信猶会 菊地病院	366-0801	深谷市上野台371	048-571-0660	048-574-1760	産、婦、小、麻、内、呼内、アレ	60											60		医療法人 信猶会 (菊地 信也)	菊地 信也	S62.2.1	-	
病18		○	医療法人邦央会 楽仙堂病院	366-0041	深谷市東方2100	048-571-0205	048-573-1651	精、内、心療内科、人工透析内科、腎臓内科										110		110		医療法人 邦央会 (栗原 弘明)	栗原 弘明	H6.1.1	-	
病19	救	○	医療法人葵 深谷中央病院	366-0035	深谷市原郷500	048-571-8032	048-574-0586	内、消内、整、歯、リウ、リハ、皮膚科、矯正歯科	72											72	6	(3)	医療法人葵 (新井 家光)	新井 家光	H25.11.1	R7.12.16

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数							開設者 (代表者)	管理者	開設 年月日	救急病院 認定期限	
									一般	療養	精神	結核	感染症	計	救急病床 うち()は 専用					
病20	療	○	あねとす病院	366-0811	深谷市人見1975	048-571-5311	048-572-8800	内、外、リハ、整、皮	33	154				187			医療法人 好文会 (弓削 一郎)	黒澤 永	S62.3.20	-
病21	救	○	皆成病院	366-0824	深谷市西島町3-11-1	048-574-1111	048-574-1222	内、外、整、リハ	60					60	4	(2)	瀬山 雅博	瀬山 雅博	H2.4.23	R9.2.27
病22	救療	○	埼玉よりい病院	369-1201	大里郡寄居町用土395	048-579-2788	048-579-2792	内、小、外、整、リハ、神内、 循内、放、泌、胃腸外科、 小外、血液内科、麻、歯 外、脳	97	48				145	3	(3)	医療法人 俊仁会 (神戸 美保子)	藤田 尚己	H15.5.1	R9.9.4
病23	療	○	埼玉療育医療センター	369-1204	大里郡寄居町藤田 179-1	048-581-0351	048-581-9677	整、内、小、児童精神科、 小児神経	42	48				90			社会福祉法人 埼玉療育友の会 (杉田 勝彦)	松本 延幸	S40.4.3	-

埼玉県本庄保健所	所在地	〒367-0047 本庄市前原1-8-12	電話番号	0495-22-6481
			FAX番号	0495-22-6484

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数							開設者(代表者)	管理者	開設年月日	救急病院認定期限	
									一般	療養	精神	結核	感染症	計	救急病床うち()は専用					
病1	療	○	医療法人彩北病院	367-0061	本庄市小島5-6-1	0495-21-0111	0495-21-7725	精、神、内、小、歯		30	394				424		医療法人福島会(北尾 淑恵)	北尾 淑恵	S32.6.10	-
病2	療	○	医療法人本庄福島病院	367-0054	本庄市千代田1-1-18	0495-22-5211	0495-24-8880	内、小		96					96		医療法人本庄福島病院(福島 正人)	内田 高浩	S59.4.1	-
病3	救療	○	医療法人桂水会岡病院	367-0031	本庄市北堀810	0495-24-8821	0495-21-7640	内、循、消内、泌、腎臓内科、透析内科、消化器外科、肛門外科	64	45				109	6	(4)	医療法人桂水会(岡 祐輔)	岡 祐輔	H20.4.1	R8.9.8
病4	救療	○	本庄駅前病院	367-0041	本庄市駅南1-2-32	0495-22-2163	0495-24-4127	内、外、消化器外科、肛門外科、整形、リハ、放、皮、リウ	39	36				75	3	(2)	医療法人社団心志会(谷川 克己)	堀川 明	R2.6.1	R8.3.19
病5	救	○	医療法人柏成会青木病院	367-0063	本庄市下野堂1-13-27	0495-24-3005	0495-24-3007	内、整、泌、循内、消内、肝内、呼内、リウ、リハ、脳、麻	47					47	6	(4)	医療法人柏成会(青木 隆志)	青木 隆志	H14.7.1	R8.9.8
病6	療	○	医療法人社団寿会吉沢病院	367-0000	本庄市1216-1	0495-21-7781	0495-21-8560	内、リハ、消内、呼内、循内、リウマチ膠原病科、放		91				91			医療法人社団寿会(上田 義夫)	上田 義夫	H28.5.1	-
病7	療	○	医療法人三光会そのべ病院	367-0054	本庄市千代田3-4-2	0495-21-2171	0495-21-2172	内、小、消、放	22	29				51			医療法人三光会(菌部 光一)	菌部 光一	H1.5.1	-
病8	救療	○	本庄総合病院	367-0031	本庄市北堀1780	0495-22-6111	0495-24-5765	内、小、外、整、皮、泌、眼、耳、脳、肛	183	102		2	287	7	(2)	医療法人本庄福島病院(福島 正人)	草間 芳樹	S63.9.24	R10.3.10	
病9	救	○	医療法人鈴木外科病院	367-0217	本庄市児玉町八幡山293	0495-72-1235	0495-72-1236	外、消化器外科、ペインクリニック外科、麻、乳腺外科、リハ、内	42					42	2	(2)	医療法人鈴木外科病院(鈴木 和喜)	鈴木 和喜	S33.4.1	R8.9.8
病10	救	○	医療法人益子会(社団)児玉中央病院	367-0218	本庄市児玉町児玉南3-3-1	0495-72-0030	0495-72-7293	内、外、消化器外科、脳、整、形、泌	46					46	2	(2)	医療法人益子会(社団)(益子 研士)	益子 研士	S56.1.1	R7.12.16
病11		○	医療法人社団明雄会本庄児玉病院	367-0212	本庄市児玉町児玉720	0495-73-1611	0495-73-1616	精			120			120			医療法人社団明雄会(高野 覚)	高野 覚	H21.10.1	-
診1	救	○	本庄脳神経外科・脊椎外科	367-0030	本庄市早稲田の杜5-10-8	0495-23-9156	0495-23-9159	脳、整、リハ、内、脳神経内科、麻	19					19	4	(1)	富尾 亮介	富尾 亮介	R4.3.1	R7.9.2

埼玉県秩父保健所	所在地	〒368-0025 秩父市桜木町8-18	電話番号	0494-22-3824
			FAX番号	0494-22-2798

No.	種別	3つの宣言	医療機関名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	診療科目	病床数						開設者 (代表者)	管理者	開設 年月日	救急病院 認定期限		
									一般	療養	精神	結核	感染症	計					救急病床 うち() は 専用	
病1	救	○	秩父市立病院	368-0025	秩父市桜木町8-9	0494-23-0611	0494-23-0650	内、外、整、泌、脳、小、麻、 循内、消内	165					165	6	(6)	秩父市 (清野 和彦)	島村 寿男	H17.4.1	R9.2.27
病2	救	○	医療法人花仁会 秩父病院	369-1874	秩父市和泉町20	0494-22-3022	0494-24-9633	外、内、消化器外科、消 内、肝臓内科、循内、形、 整、腫瘍内科、肛門外科、 放、麻、歯、歯外、矯正	52					52	11	(11)	医療法人 花仁会 (花輪 峰夫)	坂井 謙一	H23.3.8	R8.3.19
病3	療	○	秩父生協病院	368-0016	秩父市阿保町1-11	0494-23-1300	0494-22-7003	内、小、リハ、循内	40	35				75			医療生協さいたま 生活協同組合 (雪田 慎二)	山田 昌樹	H12.4.1	-
病4	救療	○	秩父第一病院	368-0051	秩父市中村町2-8-14	0494-25-0311	0494-25-0551	内、循内、外、神内、リハ、 皮	60	40				100	4	(2)	医療法人 俊仁会 (神戸美保子)	桂 浩二	H7.4.1	R9.9.4
病5	療	○	医療法人彩清会 清水病院	369-1412	秩父郡皆野町 大字皆野1390-2	0494-62-0067	0494-62-4393	内、外、胃腸内科、リハ、 皮、糖尿病内科、形、耳		60				60			医療法人彩清会 清水病院 (清水 大貴)	白川 妙子	S28.9.10	-
病6	救療	○	医療法人徳洲会 皆野病院	369-1412	秩父郡皆野町 大字皆野2031-1	0494-62-6300	0494-62-6010	内、呼内、循内、腎臓内 科、消内、脳神経内科、 外、整、脳、小、皮、泌、 婦、眼、リハ、放、肝胆膵 外科、消化器外科	60	90				150	5	(2)	医療法人徳洲会 (東上 震一)	白部 多可 史	R4.2.1	R10.3.10
病7	救	○	国民健康保険 町立小鹿野中央病院	368-0105	秩父郡小鹿野町 小鹿野300	0494-75-2332	0494-75-3313	内、婦、整、眼、耳、リハ、 外、心療、精	95					95	5	(2)	小鹿野町 (森 真太郎)	山下 拓斗	H17.10.1	R9.2.27

○ 災害拠点病院

災害拠点 病院区分	病 院 名	所 在 地
基幹災害拠点 病院	川口市立医療センター	川口市西新井宿180
	埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田1981
	さいたま赤十字病院	さいたま市中央区新都心1-5
地域災害拠点 病院	自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町1-847
	北里大学メディカルセンター	北本市荒井6-100
	埼玉県済生会加須病院	加須市上高柳1680
	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西5-8-1
	獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市南越谷2-1-50
	さいたま市立病院	さいたま市緑区三室2460
	防衛医科大学校病院	所沢市並木3-2
	埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口5-11-5
	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根1397-1
	行田総合病院	行田市持田376
	新久喜総合病院	久喜市上早見418-1
	国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪2-1
	草加市立病院	草加市草加2-21-1
	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷38
	さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根299-1
	上尾中央総合病院	上尾市柏座1-10-10
	羽生総合病院	羽生市下岩瀬446
	埼玉県立小児医療センター	さいたま市中央区新都心1-2
	戸田中央総合病院	戸田市本町1-19-3

○ 災害時連携病院

病 院 名	所 在 地
熊谷総合病院	熊谷市中西4-5-1
国立病院機構西埼玉中央病院	所沢市若狭2-1671
埼玉成恵会病院	東松山市石橋1721
入間川病院	狭山市祇園17-2
埼玉石心会病院	狭山市入間川2-37-20
越谷市立病院	越谷市東越谷10-32
東埼玉総合病院	幸手市吉野517-5
白岡中央総合病院	白岡市小久喜938-12
ふじみの救急病院	入間郡三芳町北永井997-5
小川赤十字病院	比企郡小川町小川1525
彩の国東大宮メディカルセンター	さいたま市北区土呂町1522
地域医療機能推進機構埼玉メディカルセンター	さいたま市浦和区北浦和4-9-3
埼玉協同病院	川口市木曾呂1317
秩父市立病院	秩父市桜木町8-9
TMGあさか医療センター	朝霞市溝沼1340-1
新座志木中央総合病院	新座市東北1-7-2
八潮中央総合病院	八潮市南川崎845
皆野病院	秩父郡皆野町大字皆野2031-1
公平病院	戸田市笹目南町20-16
春日部市立医療センター	春日部市中央6-7-1
東松山市立市民病院	東松山市大字松山2392
イムス富士見総合病院	富士見市鶴馬1967-1
イムス三芳総合病院	入間郡三芳町藤久保974-3
吉川中央総合病院	吉川市平沼111
旭ヶ丘病院	日高市大字森戸新田99-1
熊谷外科病院	熊谷市佐谷田3811-1
埼玉慈恵病院	熊谷市石原3-208
上福岡総合病院	ふじみ野市福岡931
三郷中央総合病院	三郷市中央4-5-1
関越病院	鶴ヶ島市脚折145-1
赤心堂病院	川越市脇田本町25-19
所沢美原総合病院	所沢市美原町2-2934-3

(資料編Ⅱ-2-6-3) 埼玉県医師会救護隊規程 (昭和42年 4月1日 施行)

(昭和63年10月1日一部施行)

(平成12年12月7日一部施行)

(平成19年3月22日一部改正)

- 第1条 埼玉県医師会に災害発生時における応急救護を行う目的をもって埼玉県医師会救護隊 (以下「救護隊」という。) を設ける。
- 第2条 救護活動を必要とする災害とは、台風、豪雨、出水、地震、火災、交通災害 (航空機事故を含む)、爆発その他これに類するものとする。
- 第3条 救護隊は、埼玉県医師会員をもって充てる。
- 第4条 救護隊本部を埼玉県医師会に、救護隊支部を郡市医師会に設ける。
- 第5条 救護隊の構成は、次の如くとする。
- 1 本部長 1名 埼玉県医師会会長
 - 2 副本部長 3名 埼玉県医師会副会長
 - 3 本部長 若干名 埼玉県医師会理事中より本部長が指名する。
 - 4 支部長 各郡市医師会会長
 - 5 副支部長 若干名 支部長が指名する。
- 第6条 本部長は、埼玉県及び関係市町村並びに関係団体と連絡を密にし、救護隊全般の統括指揮に当たるものとする。
- 第7条 副本部長は、本部長を補佐し、業務を掌理し、本部長事故ある時は代行する。
- 第8条 本部に次の各部を置き、本部長の命により活動する。
- 1 総務部 (対策・企画・経理等)
 - 2 資材供給部 (医薬品・衛生材料等の整備補給・供給・運搬等)
 - 3 連絡広報部 (渉外・対内連絡等)
- 第9条 支部に現場救急、移送及び収容医療に当たるため救護班を設ける。
現地救急移送班は、支部会員数名を主体にして編成し、収容医療班は、主として救急病院をもって充てるが、支部の実情に応じて適宜の対策を立てることを妨げない。
- 第10条 その他必要と認める事項は、その都度本部長が指示する。
- 附則 この規程は、昭和42年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、昭和63年10月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成12年12月7日から施行する。
- 附則 この規程は、平成19年3月22日から施行する。

埼玉県医師会救護隊規程施行細則

- 第1条 規程第8条による各部には、本部長の指名する県医常任理事を部長に、県医理事数人を以て部員として部務に充てるものとする。
- 第2条 支部長は、規程第9条による支部救護班に於ける現地救急移送班の編成表並びに収容医療班 (救急指定病院) の配置図を作成の上、本部長に呈示するものとする。その異動を生じたときは、速やかに本部長に報告するものとする。
- 第3条 本部長は、前条により呈示された編成表並びに配置図と本部機構図を以て一覧表を作り、各支部に配布し、本部支部間の連絡に万全を期するものとする。
- 第4条 支部長は、迅速適切な救護活動を行い得るよう原則として年1回演習訓練を行うものとする。
本部長は、必要に応じ総合訓練を行うことができる。
- 第5条 災害発生時に於いては、本部長は、当該地区支部長に救護活動を要請すると共に、関係諸団体と緊密な連絡を保ち、必要に応じ隣接支部長にもその救護班の出動を指示し、救護隊全体の指揮にあたるものとする。
- 第6条 前条の細則にもかかわらず、災害発生地区支部長は、本部長よりの要請をまたずに救護活動を開始することができるが、速やかにその状況推移を本部長に報告して連絡をはかり、本部長の指示により活動するものとする。
- 第7条 救護活動を行う班員は、所定の腕章を装備するものとする。必要と認められた時は、現地に支部

旗又は本部旗を掲示するものとする。腕章・本部旗・支部旗は、別に定めるものとする。

第8条 支部が救護活動を開始及び終了した時は、速やかに本部にその旨を報告すると共に、救護状況並びに衛生材料等の使用概況をも併せて通報するものとする。これらの報告書は、別添の如きものとする。

第9条 事後処理については、診療報酬等を含めて関係諸団体と協議の上処理するものとする。

第10条 本部活動に要する経常費は、県医理事会の議を経て処理するものとする。

附 則 この細則は、昭和42年4月1日から施行する。

(別 添)

救 護 活 動 報 告 書					
平成 年 月 日					
郡市支部長					
氏名			印		
埼玉県医師会救護隊本部長 殿					
1 救護人数					
患者氏名	傷病名	重軽別	救護場所		
2 収容患者診療状況					
患者氏名	傷病名	収容病医院名	重軽別	転帰	備考
3 薬品・衛生材料等の使用状況					
品名	使用数量	価格	品名	使用数量	価格
4 使用材料の総額					
5 備品・その他器物等の損傷状況					
6 診療従業員の状況					
医師氏名	看護師氏名	事務員氏名	家族氏名	その他	計
7 その他参考事項					

(資料編Ⅱ-2-6-4) 災害時の医療救護に関する協定書

災害時の医療救護に関する協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、埼玉県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、市町村地域防災計画に基づき市町村が行う医療救護活動について、各市町村が本協定に準じて郡市医師会の協力を得て実施できるよう、必要な調整を行うものとする。

3 乙は、郡市医師会に対し、前項に定める市町村が行う医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

(医療救護計画)

第2条 乙は、甲の要請に基づく医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

(医療救護班の派遣)

第3条 甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する医療救護計画に基づき、速やかに医療救護班を編成し救護所等に派遣するものとする。

(医療救護班に対する指揮)

第4条 医療救護班に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

(医療救護班の業務)

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲又は市町村が避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の傷病の程度の判定
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (3) 医療機関への搬送の要否及びその順位の決定
- (4) 死亡の確認及び死体の検案
- (5) その他必要な措置

(医療救護班の輸送)

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の確保)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、原則として甲が確保するものとする。

(搬送先医療機関の確保)

第8条 甲は、乙の協力を得て災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関を確保するよう

努めるものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(訓練)

第11条 乙は甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

(他都道府県等からの派遣要請への協力)

第12条 甲が災害時における応援協定等を締結している都道府県等に医療救護班を派遣する必要がある場合には、乙は可能な限りこれに協力するものとする。

2 前項の規定により乙が県外で医療救護活動を行う場合には、その取り扱いについて別の定めがない限りこの協定の規定を準用するものとする。

(細則)

第13条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年 6月14日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県
埼玉県知事 上田清司 ㊟

さいたま市浦和区仲町三丁目5番1号
乙 社団法人埼玉県医師会
会長 吉原忠男 ㊟

災害時の医療救護に関する協定実施細則

埼玉県（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県医師会（以下「乙」という。）とは、平成19年6月14日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）第13条の規定に基づき、協定の実施に関する取り扱いについて次のとおり定める。

（医療救護計画）

第1条 協定第2条の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護班の編成計画
- (2) 医療救護班の活動計画
- (3) 医療救護班（他都道府県から派遣された医療救護班を含む）の派遣調整体制
- (4) 郡市医師会と関係機関との通信連絡計画
- (5) 指揮系統
- (6) （甲と共同で実施する）災害医療情報の収集・分析体制
- (7) 医薬品、医療用資器材の確保
- (8) その他必要な事項

（災害医療コーディネーター）

第2条 乙は、事前に災害時に前条に掲げる事務を行う責任者となる予定の者をあらかじめ甲に推薦する。

2 甲は、前項により推薦された者を「埼玉県災害医療コーディネーター」に指定し、指定書（様式第1号）を交付する。

3 前項により指定を受けた埼玉県災害医療コーディネーターは、埼玉県災害対策本部が設置された場合、同対策本部医療救急部長の要請等を受けて災害時の医療救護の実施にあたりとともに、医療救急部長に対し必要な助言等を行う。

（派遣要請）

第3条 協定第3条の医療救護班の派遣要請は文書（様式第2号及び様式第2号の2）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭あるいは他の手段により要請することができるものとする。

（医療救護活動の報告）

第4条 乙は、協定第3条の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（様式第3号）
- (2) 班員名簿（様式第4号）
- (3) 医薬品等使用報告書（様式第5号）

（事故報告）

第5条 乙は、協定第3条に基づく医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第6号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第6条 協定第10条第1項第1号及び第2号に規定する費用の額は災害救助法施行細則（昭和35年埼玉県規則第26号）及び災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）の定めるところによる。

2 協定第10条第1項第3号に規定する扶助費については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の定めるところによる。

3 協定第10条第1項第4号に規定する費用は、前各項に該当しない費用であつて、甲乙協議のうえ甲が弁償することが適当と認められた費用とする。

（費用弁償の請求）

第7条 協定第10条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各医療救護班分をとりまとめ、災害救助法施行細則に定める様式又は「費用弁償請求書」（様式第7号）により甲に請求するものとする。

2 協定第10条第1項第3号に規定する扶助費については、支給を受けようとする者が、災害救助法施行細則に定める様式により、甲に請求するものとする。

（支払）

第8条 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙又は扶助金申請者から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

この細則の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年3月4日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県

埼玉県知事 上 田 清 司 ㊟

さいたま市浦和区仲町三丁目5番1号
乙 一般社団法人埼玉県医師会

会 長 金 井 忠 男 ㊟

様式第1号

第 号

〇〇 〇〇 様

指定書

あなたを埼玉県災害医療コーディネーターとして指定
します。

平成 年 月 日

埼玉県知事 〇〇 〇〇

様式第2号

平成 第 年 月 日

一般社団法人 埼玉県医師会長 様

埼 玉 県 知 事

医療救護班の派遣について（依頼）

災害時の医療救護に関する協定第3条の規定により、下記のとおり医療救護班の派遣を要請します。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣医療救護班の数

様式第2号の2

平成 第 年 月 日

一般社団法人 埼玉県医師会長 様

埼 玉 県 知 事

医療救護班の派遣要請の変更について（依頼）

平成 年 月 日付け 第 号により要請した医療救護班の派遣について、下記のとおり内容を変更します。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣医療救護班の数
- 4 変更の理由

様式第6号

事 故 報 告 書

埼玉県知事 様

一般社団法人埼玉県医師会
会長 印

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの医療救護活動において、下記のとおり事故傷病（死亡）者が発生しましたので報告します。

氏 名		性別	男・女	年齢	歳
住 所					
班 名		職種		勤務先	
活動場所					
傷 病 名		程度	重症	中等症	軽症
外来・入院（ 月 日）		医療機関名			
受 傷（発病）	日 時	年 月 日 時 分			
	場 所				
死 亡	日 時	年 月 日 時 分			
	場 所				
事故発生時の状況					

様式第7号

費用弁償請求書

平成 年 月 日

埼玉県知事 様

一般社団法人埼玉県医師会
会長

印

次の金額を請求します。

金額

円

ただし、平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける災害時の
医療救護活動に対する費用弁償額

(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書

埼玉県(以下「甲」という。)と公益社団法人埼玉県柔道整復師会(以下「乙」という。)とは、災害時の柔道整復師救護活動(以下「柔整師救護活動」という。)に関して、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、埼玉県地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

(会員の派遣)

第2条 甲は、災害対策基本法、災害救助法(昭和22年法律第118号)、地域防災計画に基づく医療救護活動(他の都道府県の区域において行われるものを含む。)を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して柔整師救護活動に関する協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、甲が指定する場所に乙が定める公益社団法人埼玉県柔道整復師会正会員(埼玉県内において柔道整復師の資格を有する者であって、乙の目的に賛同して入会した者。(以下「会員」という。))を派遣するものとする。

(業務の内容)

第3条 乙が派遣する会員は、甲が指定した場所において、柔整師救護活動を行うものとする。

2 会員が行う柔整師救護活動は、次に掲げるものとする。なお、その業務は、柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定された業務の範囲内に限る。

(1) 骨折、脱臼、捻挫、打撲、挫傷等の外傷に対する応急処置

(2) 包帯、三角巾、さらし、副子、湿布、膏薬、テーピング用のテープ(以下「衛生材料」という。)の提供

(3) その他状況に応じた必要な措置

(会員の指揮)

第4条 柔整師救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する会員に対する指揮及び柔整師救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(衛生材料の確保)

第5条 乙が派遣する会員が使用する衛生材料は、原則として乙が確保するものとする。

(施術費用)

第6条 この協定に基づき実施される柔整師救護活動における施術費用は、原則として無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第7条 甲の要請に基づき、乙が柔整師救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 会員の派遣に要する経費

(2) その他直接要する経費（衛生材料費）

2 前項の定めによる費用の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(会員の事故に係る補償)

第8条 乙は、乙が派遣する会員の活動中における事故に対応するため傷害保険に加入し、加入した傷害保険により補償される額を限度として当該事故に起因する傷害について補償する。

2 前項の規定による補償等の範囲及び額については、乙が別に定める。

(報告)

第9条 乙は、柔整師救護活動を実施したときは、当該柔整師救護活動の終了後速やかに、甲が別に定める様式により、柔整師救護活動に関する業務の実績を甲に報告するものとする。

2 乙は、派遣する会員に事故が発生したときは、甲が別に定める様式により、速やかに甲に報告するものとする。

(細目)

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間等)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の満了する日の1か月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年11月13日

甲 さいたま市浦和区高砂 3-15-1
 埼玉県
 埼玉県知事 上 田 清 司

乙 さいたま市北区宮原町 1-166-6
 公益社団法人埼玉県柔道整復師会
 会 長 渡 邊 寛

災害時の柔整師救護活動に関する実施細目

埼玉県（以下「甲」という。）と公益社団法人埼玉県柔道整復師会（以下「乙」という。）とは、平成30年11月13日付けで締結した災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、協定の実施に関する取り扱いについて次のとおり定める。

（派遣要請）

第1条 協定第2条第1項の規定による要請は、原則として文書（様式第1号及び様式第1号の2）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭あるいは他の手段により要請することができるものとする。

（柔整師救護活動報告）

第2条 乙は、協定第2条第2項により会員を派遣したときは、柔整師救護活動終了後速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- (1) 柔整師救護活動報告書（様式第2号）
- (2) 従事者名簿（様式第3号）
- (3) 衛生材料使用報告書（様式第4号）

（事故報告）

第3条 乙は、協定第3条第2項に基づく柔整師救護活動において、会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第5号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第4条 協定第7条第1項第1号に規定する費用の額は、1日の出勤につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に定める額とする。

区分	実費弁償の額
柔道整復師	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年3月23日告示第393号）の診療放射線技師等の額とする。

2 協定第7条第1項第2号に規定するその他直接要する経費（衛生材料費）の弁償額は実費とする。

（費用弁償の請求）

第5条 協定第7条第1項第1号及び第2号に規定する費用については、乙が各会員分を取りまとめ、災害救助法施行細則に定める様式又は「費用弁償請求書」（様式第6号）

により甲に請求するものとする。

(支払)

第6条 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

様式第 1 号

第 号
年 月 日

公益社団法人埼玉県柔道整復師会長様

埼玉県知事

会員の派遣について（依頼）

災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書第 2 条第 1 項の規定により、下記のとおり貴会会員の派遣を要請します。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣者の数

様式第1号の2

第 号
年 月 日

公益社団法人埼玉県柔道整復師会長様

埼玉県知事

会員の派遣要請の変更について（依頼）

平成 年 月 日付け第 号により要請した会員の派遣について、下記のとおり内容を変更します。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣者の数
- 4 変更の理由

様式第 2 号

柔整師救護活動報告書

第 号
年 月 日

埼玉県知事

公益社団法人埼玉県柔道整復師会長

災害時の柔道整復師救護活動に関する実施細目第 2 条第 1 号の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

要請書の番号 及び日付	年 月 日 付け 第 号
業 務 内 容	
実 施 期 日	年 月 日 ~ 年 月 日
実 施 場 所	
従事者氏名	
報告者氏名	氏 名 : 連絡先電話番号 :
備 考	

様式第 5 号

事故報告書

第 号
年 月 日

埼玉県知事

公益社団法人埼玉県柔道整復師会長

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの柔道整復師救護活動において、下記のとおり事故傷病（死亡）者が発生しましたので報告いたします。

氏 名		性別	男・女	年齢	歳
住 所					
団 体 名		職 種		勤務先	
活動場所					
傷 病 名			程度： 重症 中等症 軽傷		
外来・入院（	月 日）	医療機関名			
受 傷（発病）	日 時	年 月 日 時 分			
	場 所				
死 亡	日 時	年 月 日 時 分			
	場 所				
事故発生時の状況（詳細に記載すること）					

様式第 6 号

費用弁償請求書

平成 年 月 日

埼玉県知事

公益社団法人埼玉県柔道整復師会

会長 ⑩

次の金額を請求いたします。

金額 円

ただし、平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける災害時の柔道整復師救護活動に対する費用弁償額

(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

災害時のはり師・きゅう師救護活動に関する協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と公益社団法人埼玉県鍼灸師会（以下「乙」という。）とは、災害時のはり師・きゅう師救護活動（以下「救護活動」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）、埼玉県地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

(会員の派遣)

第2条 甲は、災害対策基本法、災害救助法、地域防災計画に基づく医療救護活動（他の都道府県の区域において行われるものを含む。）を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して救護活動の協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、甲が指定する場所に乙が定める公益社団法人埼玉県鍼灸師会の会員（埼玉県内においてはり師・きゅう師の資格を有する者であって、乙の目的に賛同して入会した者（以下「会員」という。））を派遣するものとする。

(業務の内容)

第3条 乙が派遣する会員は、甲が指定した場所において、救護活動を行うものとする。

2 会員が行う救護活動は、次に掲げるものとする。なお、その業務は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定された業務の範囲に限る。

- (1) 避難所等におけるはり・きゅうの施術及び療養上の相談
- (2) (1)に関する衛生材料等の提供
- (3) その他状況に応じた必要な措置

(会員の指揮)

第4条 救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する会員に対する指揮及び救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(衛生材料の確保)

第5条 乙が派遣する会員が使用する衛生材料は、原則として乙が確保するものとする。

(施術費用)

第6条 この協定に基づき実施される救護活動における施術費用は、原則として無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第7条 甲の要請に基づき、乙が救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 会員の派遣に要する経費

(2) その他直接要する経費 (衛生材料費)

2 前項の定めによる費用の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(会員の事故に係る補償)

第8条 乙は、乙が派遣する会員の活動中における事故に対応するため傷害保険に加入し、加入した傷害保険により補償される額を限度として当該事故に起因する傷害について補償する。

2 前項の規定による補償等の範囲及び額については、乙が別に定める。

(報告)

第9条 乙は、救護活動を実施したときは、当該救護活動の終了後速やかに、甲が別に定める様式により、救護活動に関する業務の実績を甲に報告するものとする。

2 乙は、派遣する会員に事故が発生したときは、甲が別に定める様式により、速やかに甲に報告するものとする。

(細目)

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間等)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間の満了する日の1か月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年3月21日

甲 さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
 埼玉県
 埼玉県知事 大野元裕

乙 さいたま市大宮区宮町二丁目3番地1
 公益社団法人埼玉県鍼灸師会
 代表理事 山口智

災害時のはり師・きゅう師救護活動に関する実施細目

埼玉県（以下「甲」という。）と公益社団法人埼玉県鍼灸師会（以下「乙」という。）とは、令和7年3月21日付けで締結した災害時のはり師・きゅう師救護活動に関する協定書（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、協定の実施に関する取り扱いについて次のとおり定める。

（派遣要請）

第1条 協定第2条第1項の規定による要請は、原則として文書（様式第1号及び様式第1号の2）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭あるいは他の手段により要請することができるものとする。

（はり師・きゅう師救護活動報告）

第2条 乙は、協定第2条第2項により会員を派遣したときは、救護活動終了後速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- (1) はり師・きゅう師救護活動報告書（様式第2号）
- (2) 従事者名簿（様式第3号）
- (3) 衛生材料使用報告書（様式第4号）

（事故報告）

第3条 乙は、協定第3条第2項に基づく救護活動において、会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第5号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第4条 協定第7条第1項第1号に規定する費用の額は、1日の出勤につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に定める額とする。

区分	実費弁償の額
はり師、きゅう師	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年3月23日告示第393号）の診療放射線技師等の額とする。

2 協定第7条第1項第2号に規定するその他直接要する経費（衛生材料費）の弁償額は実費とする。

（費用弁償の請求）

第5条 協定第7条第1項第1号及び第2号に規定する費用については、乙が各会員分を取りまとめ、災害救助法施行細則に定める様式又は「費用弁償請求書」（様式第6号）

により甲に請求するものとする。

(支払)

第6条 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

令和7年3月21日

甲 さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
 埼玉県
 埼玉県知事 大野元裕

乙 さいたま市大宮区宮町二丁目3番地1
 公益社団法人埼玉県鍼灸師会
 代表理事 山口智

様式第 1 号

第 号
年 月 日

公益社団法人埼玉県鍼灸師会代表理事 様

埼玉県知事

会員の派遣について（依頼）

災害時のはり師・きゅう師救護活動に関する協定書第 2 条第 1 項の規定により、下記のとおり貴会会員の派遣を要請します。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣者の数

様式第1号の2

第 号
年 月 日

公益社団法人埼玉県鍼灸師会代表理事 様

埼玉県知事

会員の派遣要請の変更について（依頼）

年 月 日付け第 号により要請した会員の派遣について、下記のとおり内容を変更します。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣者の数
- 4 変更の理由

様式第 2 号

はり師・きゅう師救護活動報告書

第 号

年 月 日

埼玉県知事

公益社団法人埼玉県鍼灸師会代表理事

災害時のはり師・きゅう師救護活動に関する実施細目第 2 条第 1 号の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

要請書の番号 及び日付	年 月 日 付け 第 号
業 務 内 容	
実 施 期 日	年 月 日 ～ 年 月 日
実 施 場 所	
従事者氏名	
報告者氏名	氏 名： 連絡先電話番号：
備 考	

様式第 5 号

事故報告書

第 号
年 月 日

埼玉県知事

公益社団法人埼玉県鍼灸師会代表理事

年 月 日から 年 月 日までのはり師・きゅう師救護活動において、
下記のとおり事故傷病（死亡）者が発生しましたので報告いたします。

氏 名		性別	男・女	年齢	歳
住 所					
団 体 名		職 種		勤 務 先	
活動場所					
傷 病 名			程度： 重症 中等症 軽傷		
外来・入院（	月 日）	医療機関名			
受 傷（発病）	日 時	年 月 日 時 分			
	場 所				
死 亡	日 時	年 月 日 時 分			
	場 所				
事故発生時の状況（詳細に記載すること）					

様式第 6 号

費用弁償請求書

年 月 日

埼玉県知事

公益社団法人埼玉県鍼灸師会

代表理事

次の金額を請求いたします。

金額 円

ただし、 年 月 日から 年 月 日までにおける災害時のはり師・きゆう師救護活動に対する費用弁償額

(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

災害時のあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師救護活動に関する協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と公益社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会（以下「乙」という。）とは、災害時のあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師救護活動（以下「救護活動」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）、埼玉県地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

(会員の派遣)

第2条 甲は、災害対策基本法、災害救助法、地域防災計画に基づく医療救護活動（他の都道府県の区域において行われるものを含む。）を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して救護活動の協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、甲が指定する場所に乙が定める公益社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会の会員（埼玉県内においてあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の資格を有する者であって、乙の目的に賛同して入会した者（以下「会員」という。））を派遣するものとする。

(業務の内容)

第3条 乙が派遣する会員は、甲が指定した場所において、救護活動を行うものとする。

2 会員が行う救護活動は、次に掲げるものとする。なお、その業務は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定された業務の範囲に限る。

- (1) 避難所等におけるあん摩マッサージ指圧・はり・きゅうの施術及び療養上の相談
- (2) (1)に関する衛生材料等の提供
- (3) その他状況に応じた必要な措置

(会員の指揮)

第4条 救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する会員に対する指揮及び救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(衛生材料の確保)

第5条 乙が派遣する会員が使用する衛生材料は、原則として乙が確保するものとする。

(施術費用)

第6条 この協定に基づき実施される救護活動における施術費用は、原則として無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第7条 甲の要請に基づき、乙が救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 会員の派遣に要する経費

(2) その他直接要する経費 (衛生材料費)

2 前項の定めによる費用の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(会員の事故に係る補償)

第8条 乙は、乙が派遣する会員の活動中における事故に対応するため傷害保険に加入し、加入した傷害保険により補償される額を限度として当該事故に起因する傷害について補償する。

2 前項の規定による補償等の範囲及び額については、乙が別に定める。

(報告)

第9条 乙は、救護活動を実施したときは、当該救護活動の終了後速やかに、甲が別に定める様式により、救護活動に関する業務の実績を甲に報告するものとする。

2 乙は、派遣する会員に事故が発生したときは、甲が別に定める様式により、速やかに甲に報告するものとする。

(細目)

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間等)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間の満了する日の1か月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年3月21日

- 甲 さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
 埼玉県
 埼玉県知事 大野元裕
- 乙 熊谷市上之1777番地4
 公益社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会
 代表理事 山岸克也

災害時のあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師救護活動に関する実施細目

埼玉県（以下「甲」という。）と公益社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会（以下「乙」という。）とは、令和7年3月21日付けで締結した災害時のあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師救護活動に関する協定書（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、協定の実施に関する取り扱いについて次のとおり定める。

（派遣要請）

第1条 協定第2条第1項の規定による要請は、原則として文書（様式第1号及び様式第1号の2）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭あるいは他の手段により要請することができるものとする。

（あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師救護活動報告）

第2条 乙は、協定第2条第2項により会員を派遣したときは、救護活動終了後速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- (1) あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師救護活動報告書（様式第2号）
- (2) 従事者名簿（様式第3号）
- (3) 衛生材料使用報告書（様式第4号）

（事故報告）

第3条 乙は、協定第3条第2項に基づく救護活動において、会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第5号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第4条 協定第7条第1項第1号に規定する費用の額は、1日の出勤につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に定める額とする。

区分	実費弁償の額
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年3月23日告示第393号）の診療放射線技師等の額とする。

2 協定第7条第1項第2号に規定するその他直接要する経費（衛生材料費）の弁償額は実費とする。

（費用弁償の請求）

第5条 協定第7条第1項第1号及び第2号に規定する費用については、乙が各会員分を取りまとめ、災害救助法施行細則に定める様式又は「費用弁償請求書」（様式第6号）

により甲に請求するものとする。

(支払)

第6条 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

令和7年3月21日

甲 さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
 埼玉県
 埼玉県知事 大野元裕

乙 熊谷市上之1777番地4
 公益社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会
 代表理事 山岸克也

様式第 1 号

第 号
年 月 日

公益社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会代表理事 様

埼玉県知事

会員の派遣について（依頼）

災害時のあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師救護活動に関する協定書第 2 条第 1 項の規定により、下記のとおり貴会会員の派遣を要請します。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣者の数

様式第1号の2

第 号
年 月 日

公益社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会代表理事 様

埼玉県知事

会員の派遣要請の変更について（依頼）

年 月 日付け第 号により要請した会員の派遣について、下記のとおり内容を変更します。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣者の数
- 4 変更の理由

様式第 2 号

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師救護活動報告書

第 号

年 月 日

埼玉県知事

公益社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会代表理事

災害時のあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師救護活動に関する実施細目第 2 条
第 1 号の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

要請書の番号 及び日付	年 月 日 付け 第 号
業 務 内 容	
実 施 期 日	年 月 日 ~ 年 月 日
実 施 場 所	
従事者氏名	
報告者氏名	氏 名 : 連絡先電話番号 :
備 考	

様式第 5 号

事故報告書

第 号

年 月 日

埼玉県知事

公益社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会代表理事

年 月 日から 年 月 日までのあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師救護活動において、下記のとおり事故傷病（死亡）者が発生しましたので報告いたします。

氏 名		性別	男・女	年齢	歳
住 所					
団 体 名		職 種		勤務先	
活動場所					
傷 病 名			程度： 重症 中等症 軽傷		
外来・入院（	月 日）	医療機関名			
受 傷（発病）	日 時	年 月 日 時 分			
	場 所				
死 亡	日 時	年 月 日 時 分			
	場 所				
事故発生時の状況（詳細に記載すること）					

様式第 6 号

費用弁償請求書

年 月 日

埼玉県知事

公益社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会

代表理事

次の金額を請求いたします。

金額 円

ただし、 年 月 日から 年 月 日までにおける災害時のあん摩マッ
サージ指圧師・はり師・きゅう師救護活動に対する費用弁償額

(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

防衛医科大学校と埼玉県との医療に係る連携に関する協定書

防衛医科大学校（以下「甲」という。）、埼玉県（以下「乙」という。）は、災害時等における医療体制の強化に資するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲と乙の連携に関する基本的な事項について定める。

（連携の推進）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携を推進する。

- (1) 災害時等における医療体制の強化に関すること
- (2) 医療人材の育成に関すること
- (3) その他、両者が協議して必要と認める事項に関すること

2 前項の連携を効果的に推進するため、甲と乙は必要に応じ協議を行う。

（協定の見直し）

第3条 甲と乙のいずれかから、協定内容の変更の申出があったときは、その都度協議の上、必要に応じその変更を行う。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれかからも何ら申出がない場合は、更に1年延長されるものとし、以後についても同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の情報のうち、公にすることにより相手方の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年6月19日

甲 埼玉県所沢市並木三丁目二番地
防衛医科大学校
防衛医科大学校長

乙 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
埼玉県
埼玉県知事

(資料編Ⅱ-2-6-9) 災害時の歯科医療救護に関する協定書

災害時の歯科医療救護に関する協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、埼玉県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、市町村地域防災計画に基づき市町村が行う歯科医療救護活動について、各市町村が本協定に準じて郡市歯科医師会の協力を得て実施できるよう、必要な調整を行うものとする。

3 乙は、郡市歯科医師会に対し、前項に定める市町村が行う歯科医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

(歯科医療救護計画)

第2条 乙は、甲の要請に基づく歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

(歯科医療救護チームの派遣)

第3条 甲は、歯科医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して歯科医療救護チームの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する歯科医療救護計画に基づき、速やかに歯科医療救護チームを編成し、救護所等に派遣するものとする。

(歯科医療救護チームに対する指揮)

第4条 歯科医療救護チームに対する指揮及び歯科医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

(歯科医療救護チームの業務)

第5条 乙が派遣する歯科医療救護チームは、甲又は市町村が避難所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を行うものとする。

2 歯科医療救護チームの業務は、次のとおりとする。

- 一 傷病者のスクリーニング（症状判別）
- 二 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供
- 三 傷病者の後方医療機関への転送の要否
- 四 検視・検案に際しての法歯学上の協力（身元確認）
- 五 被災者に対する歯科医療の提供及び口腔ケア活動
- 六 その他必要な措置

(歯科医療救護チームの輸送)

第6条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護チームの輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の確保)

第7条 乙が派遣する歯科医療救護チームが使用する医薬品等は、当該歯科医療救護チームが携行するもののほか、原則として甲が確保するものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請により、乙が行う歯科医療救護活動に要する費用のうち、次に掲げる費用は甲の負担とする。

一 歯科医療救護チームの編成及び派遣に要する経費

二 歯科医療救護チームが携行した医薬品等を使用した場合の実費

三 歯科医療救護チーム員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

四 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

(他都道府県等からの派遣要請への協力)

第11条 甲が災害時における応援協定等を締結している都道府県等に歯科医療救護チームを派遣する必要がある場合には、乙は可能な限りこれに協力するものとする。

2 前項の規定により乙が県外で歯科医療救護活動を行う場合には、その取扱いについて別に定めがない限りこの協定の規定を準用するものとする。

(細則)

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成26年4月21日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県
埼玉県知事 上田清司

さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目2番65号
乙 一般社団法人 埼玉県歯科医師会
会長 島田篤

災害時の歯科医療救護に関する協定実施細則

埼玉県（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県歯科医師会（以下「乙」という。）とは、平成26年4月21日付けで締結した災害時の歯科医療救護に関する協定書（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、協定の実施に関する取り扱いについて次のとおり定める。

（歯科医療救護計画）

第1条 協定第2条の歯科医療救護計画は、次の事項について定める。

- 一 歯科医療救護チームの編成計画
- 二 歯科医療救護チームの活動計画
- 三 郡市歯科医師会等関係機関との通信連絡計画
- 四 指揮系統
- 五 その他必要な事項

（派遣要請）

第2条 協定第3条の歯科医療救護チームの派遣要請は文書（様式第1号及び様式第1号の2）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭あるいは他の手段により要請することができるものとする。

（歯科医療救護活動の報告）

第3条 乙は、協定第3条の規定により歯科医療救護チームを派遣したときは、歯科医療救護活動終了後速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- 一 歯科医療救護活動報告書（様式第2号）
- 二 チーム員名簿（様式第3号）
- 三 医薬品等使用報告書（様式第4号）

（事故報告）

第4条 乙は、協定第3条に基づく歯科医療救護活動において、歯科医療救護チーム員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第5号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第5条 協定第9条第1項第1号及び第2号に規定する費用の額は災害救助法施行細則（昭和35年埼玉県規則第26号）及び災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）の定めるところによる。

2 協定第9条第1項第3号に規定する扶助費については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の定めるところによる。

3 協定第9条第1項第4号に規定する費用は、前各項に該当しない費用であって、甲乙協議のうえ甲が弁償することが適当と認められた費用とする。

（費用弁償の請求）

第6条 協定第9条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各歯科医療救護チーム分をとりまとめ、災害救助法施行細則に定める様式又は「費用弁償請求書」（様式第6号）により甲に請求するものとする。

2 協定第9条第1項第3号に規定する扶助費については、支給を受けようとする者が、災害救助法施行細則に定める様式により、甲に請求するものとする。

（支払）

第7条 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙又は扶助金申請者から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

この細則の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成26年4月21日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県
埼玉県知事 上 田 清 司

さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目2番65号
乙 一般社団法人 埼玉県歯科医師会
会 長 島 田 篤

様式第1号

第 号
平成 年 月 日

一般社団法人 埼玉県歯科医師会長 様

埼玉県知事

歯科医療救護チームの派遣について（依頼）

災害時の歯科医療救護に関する協定第3条の規定により、下記のとおり歯科医療救護チームの派遣を要請します。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣歯科医療救護チームの数

様式第1号の2

第 号
平成 年 月 日

一般社団法人 埼玉県歯科医師会長 様

埼玉県知事

歯科医療救護チームの派遣要請の変更について（依頼）

平成 年 月 日付第 号により要請した歯科医療救護チーム
の派遣について、下記のとおり内容を変更します。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣歯科医療救護チームの数
- 4 変更の理由

様式第2号

歯科医療救護活動報告書

チーム名 _____

責任者名 _____

月 日	活動場所	患者数	措置の概要	検視・検案 の協力数	備 考
		人		人	
計					

様式第5号

事 故 報 告 書

埼玉県知事 様

一般社団法人埼玉県歯科医師会

会長 印

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの歯科医療救護活動において、下記のとおり事故傷病（死亡）者が発生しましたので報告します。

氏 名					性別	男・女	年齢	歳
住 所								
チーム名		職種		勤務先				
活動場所								
傷 病 名					程度	重症	中等症	軽症
外来・入院（ 月 日）		医療機関名						
受 傷（発病）	日 時	年 月 日 時 分						
	場 所							
死 亡	日 時	年 月 日 時 分						
	場 所							
事故発生時の状況								

様式第6号

費用弁償請求書

平成 年 月 日

埼玉県知事 様

一般社団法人埼玉県歯科医師会

会長 印

平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける災害時の
歯科医療救護活動に対する費用弁償額として、次の金額を請求します。

金額 円

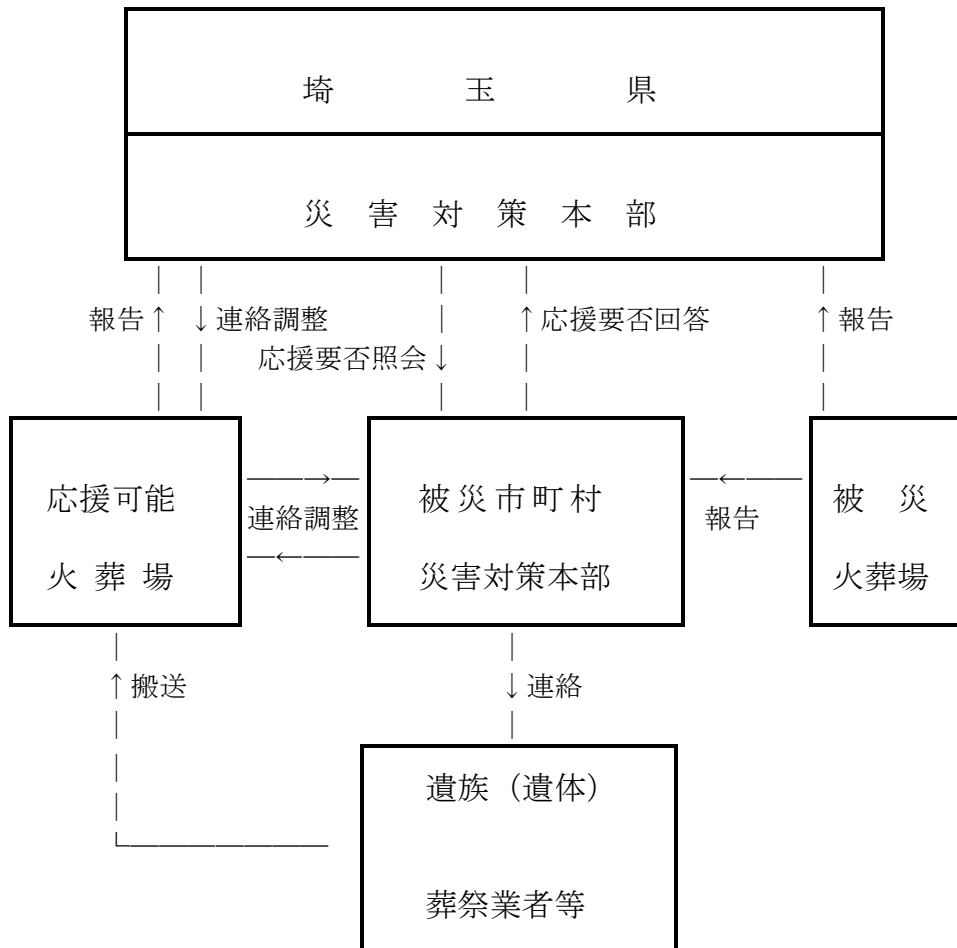
(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

(資料編Ⅱ-2-6-10) 血液センター

施設名	所在地	郵便番号	電話
埼玉県赤十字血液センター	さいたま市見沼区深作955-1	337-0003	048-684-1511
埼玉県赤十字血液センター日高事業所	日高市高萩1370-12	350-1213	042-985-6111
埼玉県赤十字血液センター熊谷出張所	熊谷市奈良新田398-1	360-0806	048-525-1330

(注) 常時24時間体制で供給する。

(資料編Ⅱ-2-6-11) 火葬場の応援要領



災害時及び新興感染症の発生・まん延時の
災害支援ナース派遣調整業務に関する協定

埼玉県（以下「甲」という。）と公益社団法人埼玉県看護協会（以下「乙」という。）とは、災害支援ナースの派遣調整業務に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）及び埼玉県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う災害支援ナース（医療法第30条の12の2第1項の規定に基づき登録するものをいう。以下同じ。）を被災地の医療機関や避難所等に派遣するための調整（以下「派遣調整」という。）に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

(災害支援ナースの派遣調整)

第2条 甲は、法及び防災計画に基づく災害支援ナースの派遣調整を実施する上で必要があると認めるときは、乙に対し、甲の責任において派遣調整を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに災害支援ナースが所属する施設との連絡・調整を行い、派遣を行うことが可能な災害支援ナースの人数、期間等を聴取する。

3 乙は、甲及び災害支援ナースが所属する施設と緊密に連携しつつ、派遣先との間で、災害支援ナースのスケジュール、業務内容等の調整を行う。

4 乙は、前項に掲げる業務のほか、実際の状況等に応じて、派遣調整の実施に当たって必要となる業務を実施する。

(災害支援ナースに対する派遣調整の指揮)

第3条 円滑な派遣調整を実施するため、災害支援ナースに対する指揮及び活動の連絡調整は、乙の中から、甲が指定する災害派遣コーディネーターが行うものとする。

(費用弁償)

第4条 この協定に基づき、乙が派遣調整を実施した場合に要する次の費用は、予算の範囲内で甲の負担とする。

- (1) 災害支援ナースの派遣調整に要した日当、超過勤務手当、旅費等の実費
- (2) 災害支援ナースの派遣調整に要した消耗品費及び事務費の実費
- (3) 前各号以外で、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認める費用

(細目)

第5条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、有効期間満了の日から起算して1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名・押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

甲 埼玉県

埼玉県知事 大野 元裕

さいたま市西区西大宮三丁目3番地

乙 公益社団法人埼玉県看護協会

会 長 澤登 智子

災害支援ナース活動実績報告書

年 月 日

※活動時間
 ・原則1日の活動時間は休憩1時間を含めた8時間45分とする。これ以上に活動した場合は時間外対応となる。
 ・活動時間の始期は原則活動場所についた時からとし、公共交通機関等が使用できず、活動場所に直接むかわずに別の集合場所に来ることとなった場合は、集合場所についた時からとする。また、前泊が必要な場合は宿泊地についた時からとする。
 ・活動時間の終期は原則活動場所での看護活動が終了した時とし、公共交通機関等が使用できず、借り上げバス等を使用した場合、バスが解散場所に到着した時とする。

No.	班名	氏名(漢字)	所属又は勤務施設名	職種		活動場所	活動実績																										
				保健師 助産師 看護師	活動場所		〇/〇			〇/〇			〇/〇			〇/〇			〇/〇			〇/〇			〇/〇								
							始期	終期	活動時間	始期	終期	活動時間	始期	終期	活動時間	始期	終期	活動時間	始期	終期	活動時間	始期	終期	活動時間	始期	終期	活動時間						
1	1班	埼玉 太郎	〇〇病院	看護師	〇〇体育館(避難所) 〇〇病院	21:00	~	8:30	11.5	10:00	~	23:00	13	8:30	~	17:15	8.75	8:30	~	17:15	8.75	8:30	~	17:15	8.75		~				~		
2																																	
3																																	
4																																	
5																																	
6																																	
7																																	
8																																	
9																																	
10																																	
11																																	
12																																	
13																																	
14																																	
15																																	
16																																	
17																																	
18																																	
19																																	
20																																	
21																																	
22																																	
23																																	
24																																	
25																																	
26																																	
27																																	
28																																	
29																																	
30																																	

活動場所が複数ある場合はすべて記載する。

前泊、後泊等実際の活動時間以外の待機時間については、セルを着色する。

活動時間の始期と終期は休憩時間を含む時間を記載する。
 実績を算出する際、休憩時間は1時間取得したものとみなし、一律に活動時間から1時間引くこととする。

※派遣者数にあわせ、適宜、記入欄を下に追加すること。

(資料編) II-2-6-13

災害時及び新興感染症発生・まん延時の
災害支援ナース派遣調整業務に関する協定実施細則

埼玉県（以下「甲」という。）と公益社団法人埼玉県看護協会（以下「乙」という。）とは、令和7年4月1日付けで締結した災害時及び新興感染症発生・まん延時の災害支援ナース派遣調整業務に関する協定（以下「協定」という。）の実施について、次のとおり細則を締結する。

(派遣先の定義)

第1条 協定第2条第3項の規定にある派遣先については、原則として県内及び県外の被災施設及び避難所並びに新興感染症の拡大・まん延により看護職員の支援が必要な施設とする。

(災害派遣コーディネーターの業務内容)

第2条 協定第3条の規定にある災害派遣コーディネーターは、主に次に掲げる事項の業務を行うこととする。

- (1) 埼玉県保健医療福祉調整本部への参画
- (2) 円滑な派遣を実施するための情報収集
- (3) 派遣可能な災害支援ナースの人数、期間等の聴取
- (4) 派遣先との業務内容や派遣期間の調整

(災害支援ナースの派遣調整の報告)

第3条 乙は、協定第2条第2項及び第3項の規定に基づき災害支援ナースの派遣調整を実施したときは、速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- (1) 災害支援ナース派遣調整報告書（様式第1号）
- (2) 災害支援ナース活動実績報告書（様式第2号）
- (3) 消耗品・事務費等報告書（様式第3号）

(事故報告書)

第4条 乙は、災害支援ナースが負傷し、疾病にかかり又は障害の状態となり、あるいは死亡したときは、「事故報告書」（様式第4号）により、速やかに甲に報告するものとする。

(災害支援ナースのリスト整備)

第5条 乙は、協定第2条第2項及び第3項の規定に基づく派遣調整を速やかに実施するため、災害支援ナースの養成に必要な研修を受けた者について「災害支援ナース養成研修修了者リスト」(様式第5号)に記載し、甲に提出するものとする。

(費用弁償の請求)

第6条 協定第4条第1項に規定する費用については、乙が「費用弁償請求書」(様式第6号)により甲に請求するものとする。

(支払)

第7条 甲は、前条の規定による費用弁償について、乙から請求を受理したときは、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

この細則の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名・押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県

埼玉県知事 大野 元裕

さいたま市西区西大宮三丁目3番地
乙 公益社団法人埼玉県看護協会

会 長 澤登 智子

様式第4号

事 故 報 告 書

年 月 日

年 月 日から 年 月 日までの災害支援ナースの派遣において、下記のとおり事故傷病（死亡）者が発生したので報告します。

埼玉県知事 様

公益社団法人埼玉県看護協会
会 長

フリカ ^ナ 氏 名		性 別	男・女	生年月日	年 月 日 () 歳
住 所					
班 名		職 種		勤務先	
診 断 名			程 度	重症・中等症・軽症	
外来・入院日 (月 日)			医療機関名 (連絡先)	()	
受 傷 (発 病)	日 時	年 月 日 時 分			
	場 所				
	原 因				
死 亡	日 時	年 月 日 時 分			
	場 所				
	原 因				
状 況					

確 認 書

平成28年3月28日付けで埼玉県（以下「甲」という。）と公益社団法人埼玉県看護協会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時の看護職医療救護活動に関する協定書（以下、「原協定書」という。）及び同協定実施細則（以下、「原協定実施細則」）について、次のとおり確認する。

1. 公益社団法人埼玉県看護協会会の所在地を埼玉県さいたま市西区西大宮3-3に改める。
2. 条項については、原協定書及び協定実施細則のとおりとする。

この確認の証として、本通2通を作成し、甲、乙それぞれ押印の上、各1通を原協定書及び協定実施細則とともに保有する。

令和元年9月20日

甲 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県知事 大野元裕

乙 埼玉県さいたま市西区西大宮3-3

公益社団法人埼玉県看護協会

会 長 松田久美子

災害時の助産師医療救護活動に関する協定書

埼玉県 (以下「甲」という。) と一般社団法人埼玉県助産師会 (以下「乙」という。) とは、災害時の助産師医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、埼玉県地域防災計画 (以下「防災計画」という。) に基づき、甲が行う助産師医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定による助産師医療救護活動の対象となる者は災害の発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものとする。

(助産師医療救護計画)

第2条 乙は、甲の要請に基づく助産師医療救護活動の円滑な実施を図るため、助産師医療救護計画 (以下「救護計画」という。) を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、救護計画を変更したときは、速やかに変更後の救護計画を甲に提出するものとする。

(助産師医療救護班の派遣)

第3条 甲は、防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対して助産師医療救護班 (以下「救護班」という。) の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する救護計画に基づき、速やかに救護班を編成し救護所等に派遣するものとする。

(救護班に対する指揮)

第4条 救護班に対する指揮及び助産師医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

2 知事又は市町村長の要請により乙が派遣する救護班の現場における医療救護、助産活動及び保健活動については、原則として被災地の地区医師会長、歯科医師会長が指揮する。

3 救護班の編成及び助産師会本部での指揮、連絡調整は助産師会長が行うものとする。

(救護班の業務)

第5条 乙が派遣する救護班は、甲又は市町村が設置する避難所、災害現場等に設置する救護所その他甲が指示する場所において助産師医療救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導

- (2) 分べんの介助
- (3) 分べん前及び分べん後の処置
- (4) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- (5) 避難所、救護所等における被災者等に対する健康管理、健康相談、保健指導、衛生管理
- (6) その他必要な事項

(救護班の輸送)

第6条 甲は、助産師医療救護活動が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(衛生材料等の確保)

第7条 乙が派遣する救護班が使用する衛生材料等は、当該救護班が携行するもののほか不足した場合に、甲が確保するものとする。

(市町村及び助産師会との調整)

第8条 甲は、災害対策基本法(昭和63年法律第223号)に基づき市町村の行う助産師医療救護活動が、本協定に準じ助産師会地区会等の協力を得て円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の助産師医療救護活動が円滑に実施されるよう、助産師会地区会等に対し、必要な調整を行うものとする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が助産師医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 救護班が携行した衛生材料等を使用した場合の実費
- (3) 助産師医療救護班員が助産師医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

(資料編Ⅱ-2-6-14) 災害時の助産師医療救護活動に関する協定書 (埼玉県助産師会)

(他都道府県からの派遣要請への協力)

第11条 乙は、甲が災害時における応援協定等を締結している都道府県等に救護班を派遣する必要がある場合には、可能な限りこれに協力するものとする。

2 前項の規定により乙が県外で助産師医療救護活動を行う場合には、その取扱いについて別段の定めがない限りこの協定の規定を準用するものとする。

(細則)

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月23日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

甲 埼玉県

埼玉県知事 上田清司

さいたま市岩槻区馬込2100番地

乙 一般社団法人埼玉県助産師会

会長 中島桂子

災害時の助産師医療救護活動に関する協定実施細則

埼玉県（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県助産師会（以下「乙」という。）とは、平成28年3月23日付けで締結した災害時の助産師医療救護活動に関する協定（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、協定の実施に関する取扱いについて次のとおり定める。

（救護計画）

第1条 協定第2条の救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）救護班の編成計画
- （2）救護班の活動計画
- （3）救護班（他都道府県から派遣された救護班を含む。）の派遣調整体制
- （4）関係機関との通信連絡計画
- （5）指揮系統
- （6）衛生材料等の確保
- （7）その他必要な事項

（派遣要請）

第2条 協定第3条の救護班の派遣要請は、文書（様式第1号及び様式第1号の2）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭あるいは他の手段により要請することができるものとする。

（助産師医療救護活動の報告）

第3条 乙は、協定第3条の規定により救護班を派遣したときは、助産師医療救護活動終了後速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- （1）助産師医療救護活動報告（様式第2号）
- （2）班員名簿（様式第3号）
- （3）衛生材料等使用報告書（様式第4号）

（事故報告）

第4条 乙は、協定第3条に基づく要請による助産師医療救護活動において、助産師医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第5号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（救護班の輸送の確保）

第5条 協定第6条の救護班の輸送は、乙が確保を行うものとする。ただし、確保が困難な場合には甲へ報告を行い、甲が移動手段を調整するものとする。

(費用弁償の額)

- 第6条 協定第9条第1号及び第2号に規定する費用の額は、災害救助法施行細則（昭和35年埼玉県規則第26号）及び災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）の定めるところによる。
- 2 協定第9条第3号に規定する扶助費については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の定めるところによる。
- 3 協定第9条第4号に規定する費用は、前各項に該当しない費用であって、甲乙協議の上、甲が弁償することが適当と認められた費用とする。

(費用弁償の請求)

- 第7条 協定第9条第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各救護班の分をとりまとめ、災害救助法施行細則に定める様式又は「費用弁償請求書」（様式第6号）により甲に請求するものとする。
- 2 協定第9条第3号に規定する扶助費については、支給を受けようとする者（次条において「扶助金申請者」という。）が、災害救助法施行細則に定める様式により、甲に請求するものとする。

(支払)

- 第8条 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙又は扶助金申請者から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

この細則の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月23日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県

埼玉県知事 上 田 清 司

さいたま市岩槻区馬込2100番地
乙 一般社団法人埼玉県助産師会

会 長 中 島 桂 子

様式第 1 号

平成 第 年 月 日

一般社団法人 埼玉県助産師会長 様

埼 玉 県 知 事

助産師医療救護班の派遣について（依頼）

災害時の助産師医療救護活動に関する協定第 3 条の規定により、下記のとおり助産師医療救護班の派遣を要請します。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣助産師医療救護班の数

様式第1号の2

第 号
平成 年 月 日

一般社団法人 埼玉県助産師会長 様

埼 玉 県 知 事

助産師医療救護班の派遣要請の変更について（依頼）

平成 年 月 日付け 第 号により要請した助産師医療救護班の派遣
について、下記のとおり内容を変更します。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣助産師医療救護班の数
- 4 変更の理由

様式第2号

助産師医療救護活動報告書

班 名

班長氏名

月 日	活動場所	患者数	措置の概要	分べん件数	備 考
		人		件	
計					

様式第5号

事 故 報 告 書

埼玉県知事 様

一般社団法人埼玉県助産師会
会長

印

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの助産師医療救護活動において、下記のとおり事故傷病（死亡）者が発生しましたので報告します。

氏 名			性別	男・女	年齢	歳
住 所						
班 名		職種		勤務先		
活動場所						
傷 病 名			程度	重症	中等症	軽症
外来・入院（	月	日）	医療機関名			
受 傷（発病）	日 時	年 月 日 時 分				
	場 所					
死 亡	日 時	年 月 日 時 分				
	場 所					
事故発生時の状況						

様式第6号

費用弁償請求書

平成 年 月 日

埼玉県知事 様

一般社団法人埼玉県助産師会
会長

印

次の金額を請求します。

金額

円

ただし、平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける災害時の
助産師医療救護活動に対する費用弁償額

(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

災害時の医療救護活動に関する協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、埼玉県地域防災計画及び国民保護に関する埼玉県計画（以下「防災計画等」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師派遣計画）

第2条 乙は、甲の要請に基づく災害時の医療救護活動の円滑な実施を図るため、薬剤師派遣計画を策定する。

（薬剤師の派遣要請）

第3条 甲は、防災計画等に基づく医療救護活動を実施する上で、必要があると認めた場合は、乙に対し、薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、前条に規定する薬剤師派遣計画に基づき薬剤師を派遣するものとする。

（指揮命令）

第4条 乙により派遣された薬剤師（以下「派遣薬剤師」という。）に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（派遣薬剤師の業務）

第5条 派遣薬剤師は、災害時に設置する救護所及び医薬品の集積場所等において、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品等の集積場所における医薬品等の仕分け、管理
- (3) その他医療救護活動において必要な業務

（派遣薬剤師の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、派遣薬剤師の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の確保）

第7条 救護所等で使用する医薬品等は、原則として甲が確保するものとする。

(調剤費)

第8条 救護所における調剤費は、無料とする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に要した次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣に要する経費
- (2) 派遣薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費
- (3) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項の定めによる費用の額については、別に定める。

(細目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年1月24日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県
埼玉県知事 上田 清司

さいたま市浦和区仲町三丁目5番1号
乙 社団法人埼玉県薬剤師会
会長 小嶋 富雄